

第 I 編 計画の概要

第 1 章 計画策定の趣旨

第 2 章 計画期間と対象区域

第1章 計画策定の趣旨

1. 都市計画マスタープラン策定の目的

平成5年の都市計画法の改正によって、**都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）**が創設されました。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とは、住民に最も近い立場にある市町村が住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針や地域別の都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めることを内容とし、市町村自らが定めるマスタープランとなることを目的としており、都市計画を施行している市町村においては策定が法律的に責務となりました。

富良野市においては昭和23年から都市計画を定めて計画的にまちづくりを進め、その成果も目に見えるようになって来ておりますが、社会情勢の変化に対応した、長期的なビジョンを行政と市民が一体となって構築するとともに、将来的なまちづくりの基本方針を示し、都市計画の円滑な運用を図ることを目的として『**富良野市都市計画マスタープラン**』（以下 **本計画**）を策定しています。

2. 改定の経緯

本計画は、平成10年に当初計画を策定し、平成23年にまちづくり関連法の改正等を踏まえ、第2次都市計画マスタープランとして改定を行いました。

今回の改定は、第2次計画策定後10年が経過し、進捗状況に応じた時点修正が必要であること、また富良野市を取り巻く社会情勢の変化や近年における都市計画関連制度等の動向を踏まえた対応を進めるため、第3次都市計画マスタープランとして改定を行うものです。

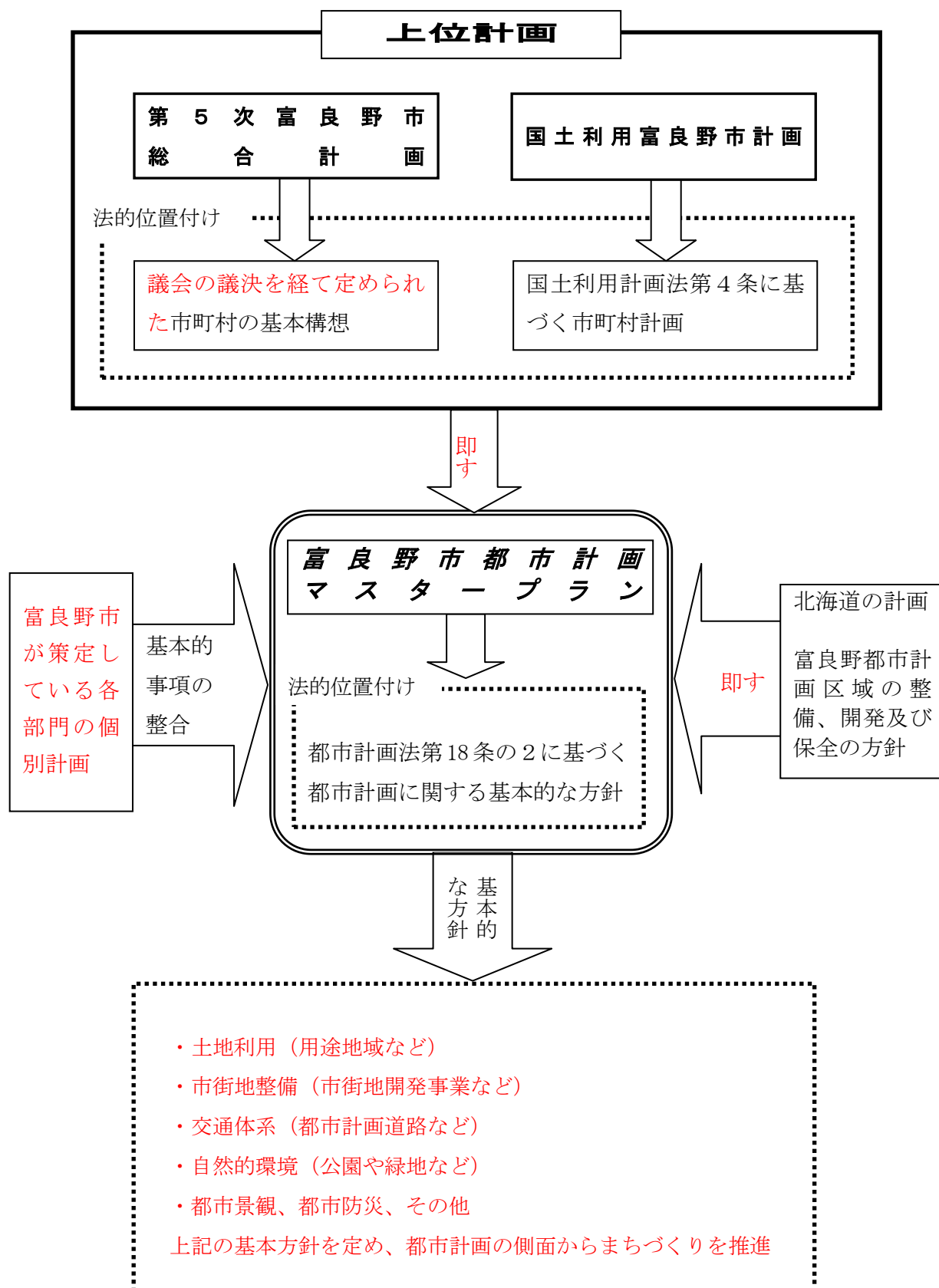
3. 計画の位置付け

本計画は、富良野市における行政運営の最上位計画である「富良野市総合計画」、国土利用計画の富良野市版である「国土利用富良野市計画」を上位計画として位置付けるとともに、都市計画に関して北海道が定める「富良野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即します。

「富良野市総合計画」においては、本計画が都市計画部門を担う個別計画として位置付けられており、総合計画のもと本市が策定している各部門の個別計画と整合を図りつつ、総合的なまちづくりを都市計画の側面から推進していくものです。

また、都市計画法に基づく土地利用規制や都市施設及び都市計画事業の決定及び整備に対しては、本計画が指針を示す役割を担っています。

図一〇 本計画の位置付け



第2章 計画期間と対象区域

1. 計画の期間

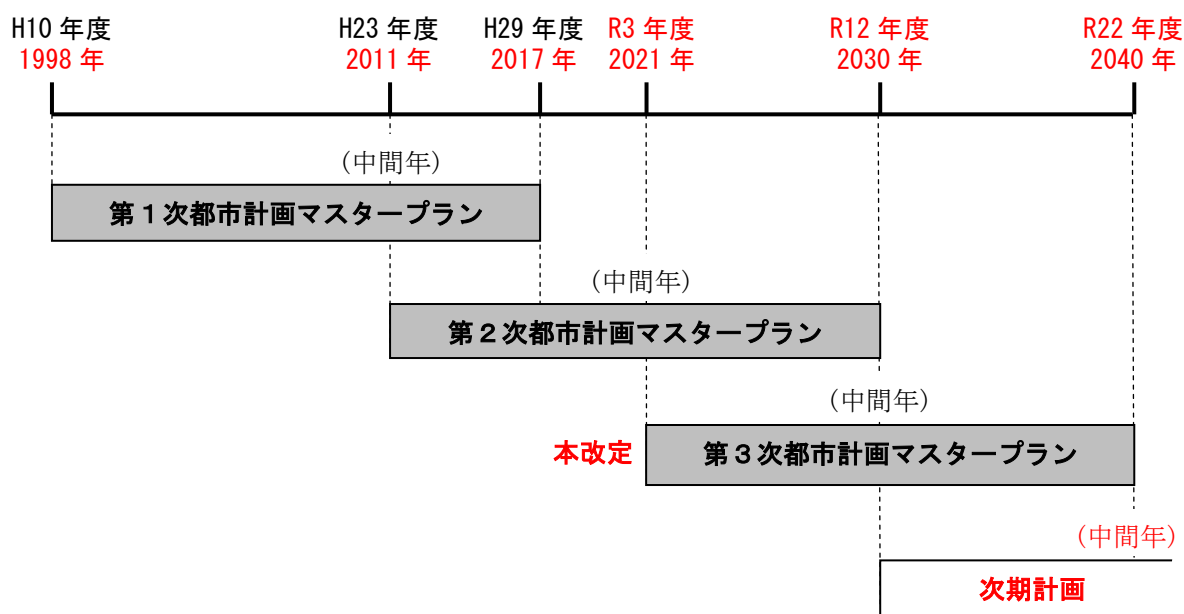
本計画は、富良野市の都市計画に係る将来ビジョンを示す性格から、長期的展望に基づき策定されるべきであることを踏まえ計画期間を20年間とします。

しかしながら、20年にわたって計画を固定しておくことは、時代変化への対応が困難となり、都市計画が本来有すべき施策に対しての先導性が失われてしまいます。

したがって、計画期間中における進捗状況や社会情勢の変化等を加味しながら、概ね中間年を目途に計画の見直しを行い、更にその20年後を目標とする次期都市計画マスタープランへ移行していくことを基本とします。

この考えに基づき、今回の改定による第3次都市計画マスタープランは、令和3年度(2021年)を基準年として、令和22年度(2040年)までの20年間を計画期間とします。

図一〇 都市計画マスタープランの計画期間の基本的な考え方

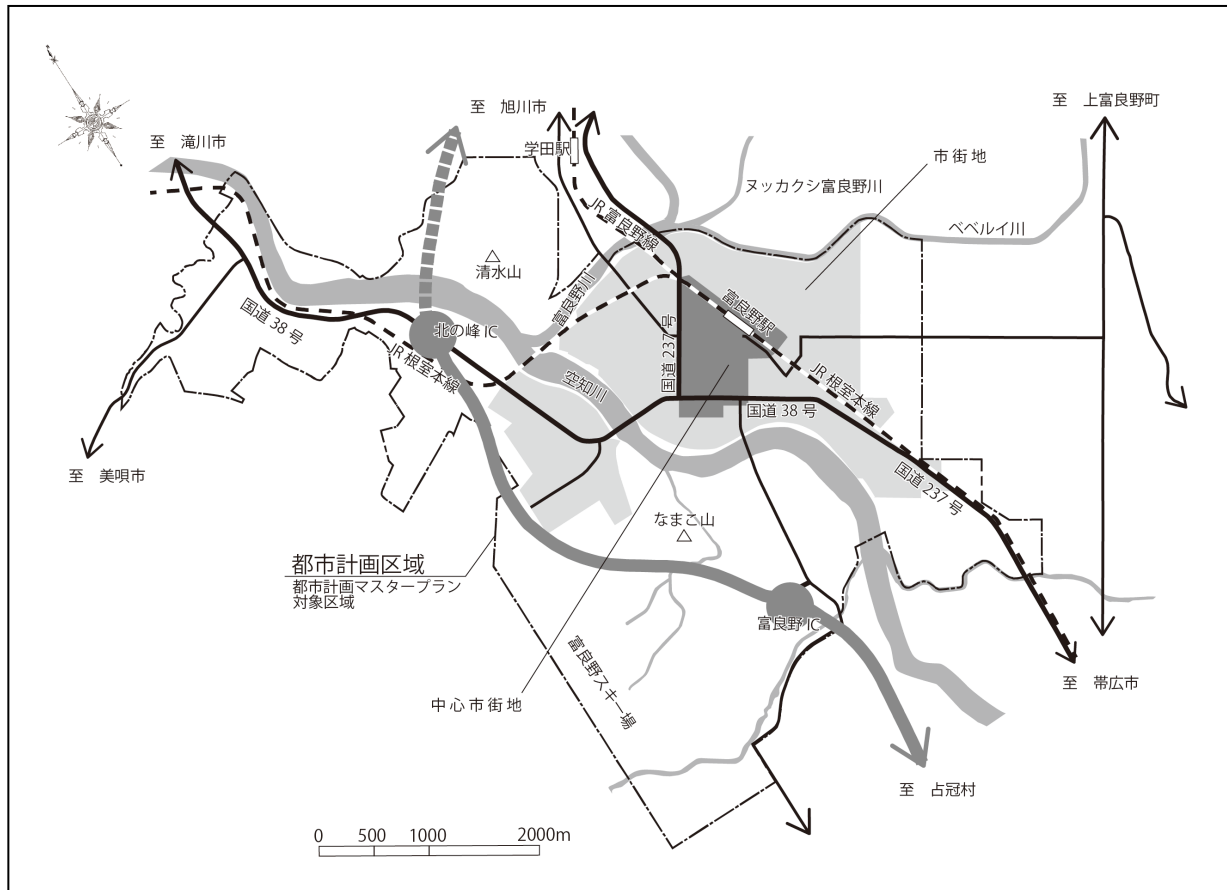


2. 計画対象区域

本計画の対象区域は、「富良野都市計画区域」を基本としますが、都市計画区域に隣接して都市計画としての施策を講じる必要が生じた場合は、例外的に計画対象区域内として扱うものとします。

本市の都市計画区域は、図一〇に示すとおりです。

図一〇 計画対象区域



3. 計画の策定体制

(1) 都市計画審議会

都市計画審議会では、事務局が提示した改定案に対して意見調整を重ね、改定の審議を行いました。

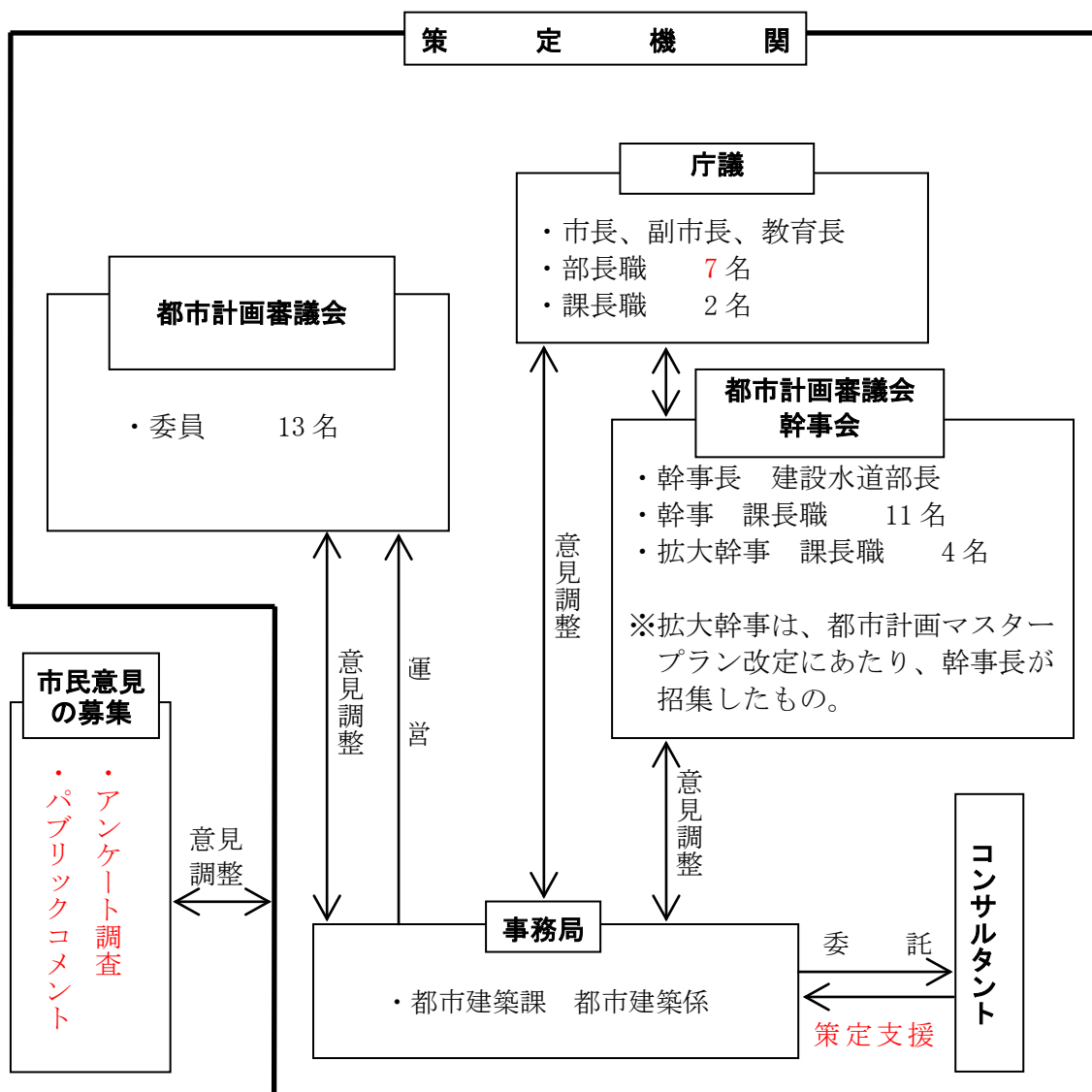
(2) 都市計画審議会幹事会

都市計画にかかわる諸計画の整合を図るため、庁内の関係する部署で構成する都市計画審議会幹事会を開催し、改定の合意形成を図っています。

(3) 市民意見の募集

改定内容に関し市民意見を反映するため、アンケート調査を実施したほか、パブリックコメント手続での公表を経て取りまとめを行いました。

図一〇 計画の策定体制



第Ⅱ編 現況調査

第1章 富良野市の現況

第2章 都市計画の現況

第3章 市民意向の把握

第4章 まちづくりの方向性

第1章 富良野市の現況

1. 富良野市の沿革

本市は、明治29年富良野原野殖民地として区画割りが行われ、翌明治30年福岡県出身の中村千幹氏が現在の扇山地区に小作人移住させたのが、富良野市開拓の始めとなっています。

明治30年に歌志内村戸長役場と富良野村戸長役場を同時に設置されましたが、当時の富良野村は交通路線も全くなく、役場は人口の多い歌志内村に設置されました。

明治31年に美瑛、富良野及び歌志内間の連絡道路の開設、東北帝国大学農科大学看守所（北海道大学富良野農場）の設置、明治33年に旭川～下富良野間の鉄道が開通し下富良野駅が設置されてから、急激に移住が増加し、停車場附近は市街地の状態が構成されました。

また、農場も盛んに開拓に努力したため、下富良野市街は漸次発展し、当時既に富良野周辺随一の繁栄地と唱えられるようになり、大正2年滝川に通ずる鉄道が開通してから、自然的恩恵と交通運輸の便により地方物産の集散地となり、国鉄(現 JR)根室本線における枢要の地位を占め、今日の隆盛を見るに至りました。

本市の行政区域は、空知支庁の区域であった空知郡の一部、富良野村を明治32年に分離して上川支庁管内に編入、富良野戸長役場が開庁され、現在の上富良野町に戸長役場が設けられ、明治36年に下富良野以東を分割して下富良野戸長役場を下富良野市街地に設置したのが、富良野開市の始めとなっています。

明治39年に占冠村を合併して下富良野外一カ戸長役場と改めましたが、明治41年に金山以東を分割して南富良野村を設け、大正4年に山部村を分村すると同時に2級町村制が施行され村名も下富良野村と改められ、大正8年に町制を施行し富良野町となり、大正14年1級町村制が施行されました。

昭和23年には都市計画法が施行され、昭和31年に町村合併促進法の適用をうけて、東山村と町村合併を行い新たに富良野町を設置し、さらに10年後の昭和41年山部町と合併し待望の市制を施行し、現在に至っています。

2. 富良野市の位置

本市は、北海道の中心部に位置する富良野盆地の中心都市であり、東南は南富良野町、西は夕張山系を挟んで芦別市と、北は中富良野町、上富良野町と接しています。また、本市には京都帝国大学理学部教授新城新蔵博士が立てた「北海道中央経緯度観測標」があり、本市が北海道の中心であると云われています。

本市の都市計画区域内には、広域幹線道路である国道38号が北西方面(滝川市方面)から市街地を通り南東方面(帯広市方面)に横断し、国道237号が北方面(旭川市方面)から一部国道38号と重複して南方面(占冠村方面)に縦貫しており、これらに道道東山富良野停車場線、道道山部北の峰線、道道奈江富良野線、道道北の峰線、道道美唄富良野線の道道5路線が接続し、交通の要衝となっています。

表一〇 富良野市の位置

面 積	位 置		広 ぼ う	
	経 度 (東経)	緯 度 (北緯)	東 西	南 北
600.71 km ²	東端 142° 40′ 39″	南端 43° 09′ 24″	32.8km	27.3km
	西端 142° 16′ 18″	北端 43° 24′ 05″		

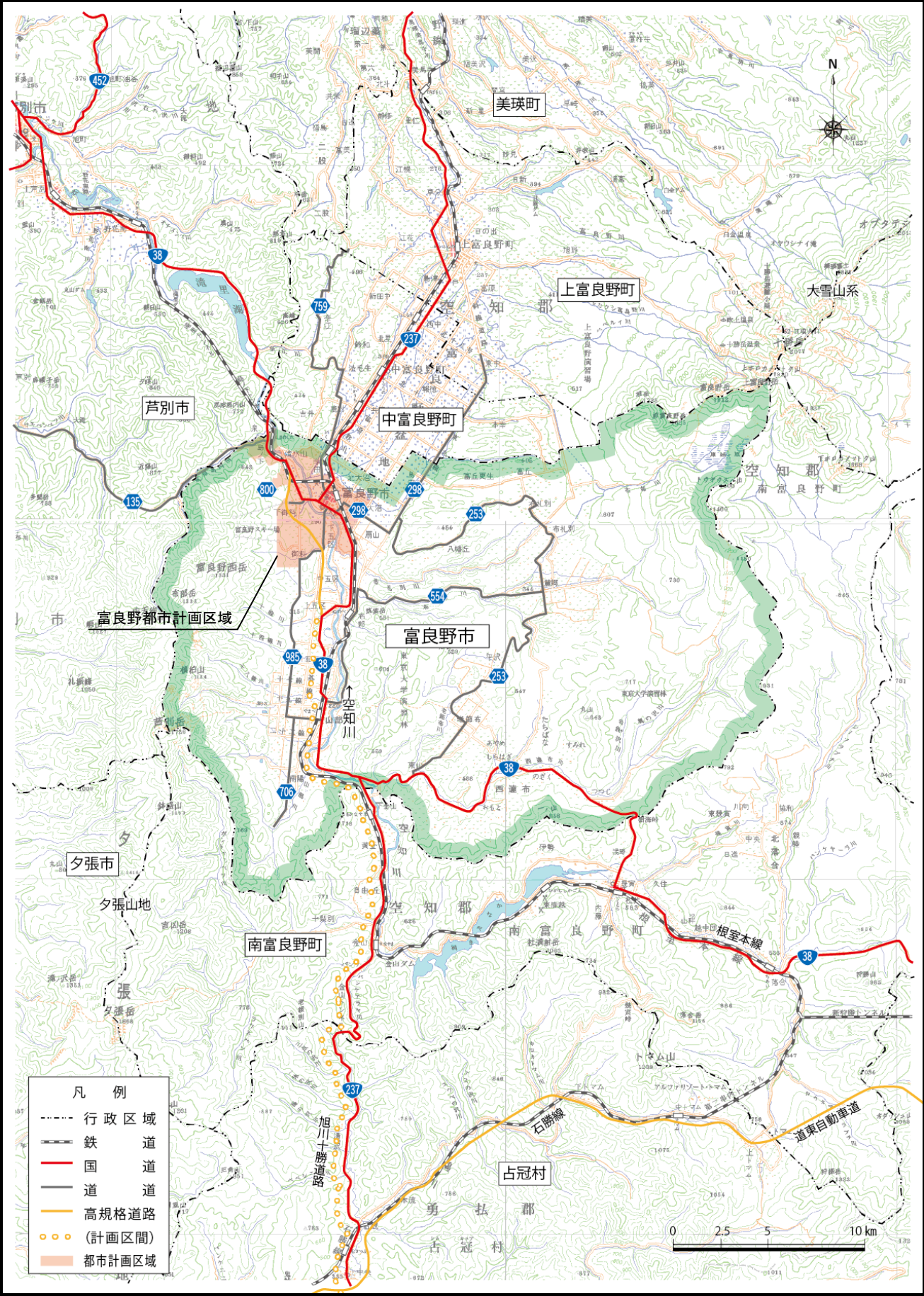
[資料] 富良野市統計書(平成29年度版)

3. 富良野市の地形・地質

本市は、市域の約71%が森林で覆われ、その大部分は国有林となっており、「樹海」と呼ばれる東京大学演習林は森林面積の約半分を占めています。東は富良野岳をはじめとする大雪山系の山並み、西は芦別岳をはじめとする夕張山地の山並みが連なり、この2つの山並みに囲まれて、南北に伸びたほぼ長円形の盆地が形成され、この盆地の中心部を十勝岳の東南部に源を発する石狩川水系の空知川が貫流しています。

地質は、砂岩・凝灰石を主材とした扇状堆積土地帯で、市域の東側の地質は噴火による溶岩層で溶結凝灰石が大半を占める残積土壌であり、森林には褐色森林土が広く分布していて火山放出物を母材とする壤土及び砂壤土が多く、全般的に地味肥沃であり農耕地に適しています。

図一〇 富良野市の位置図



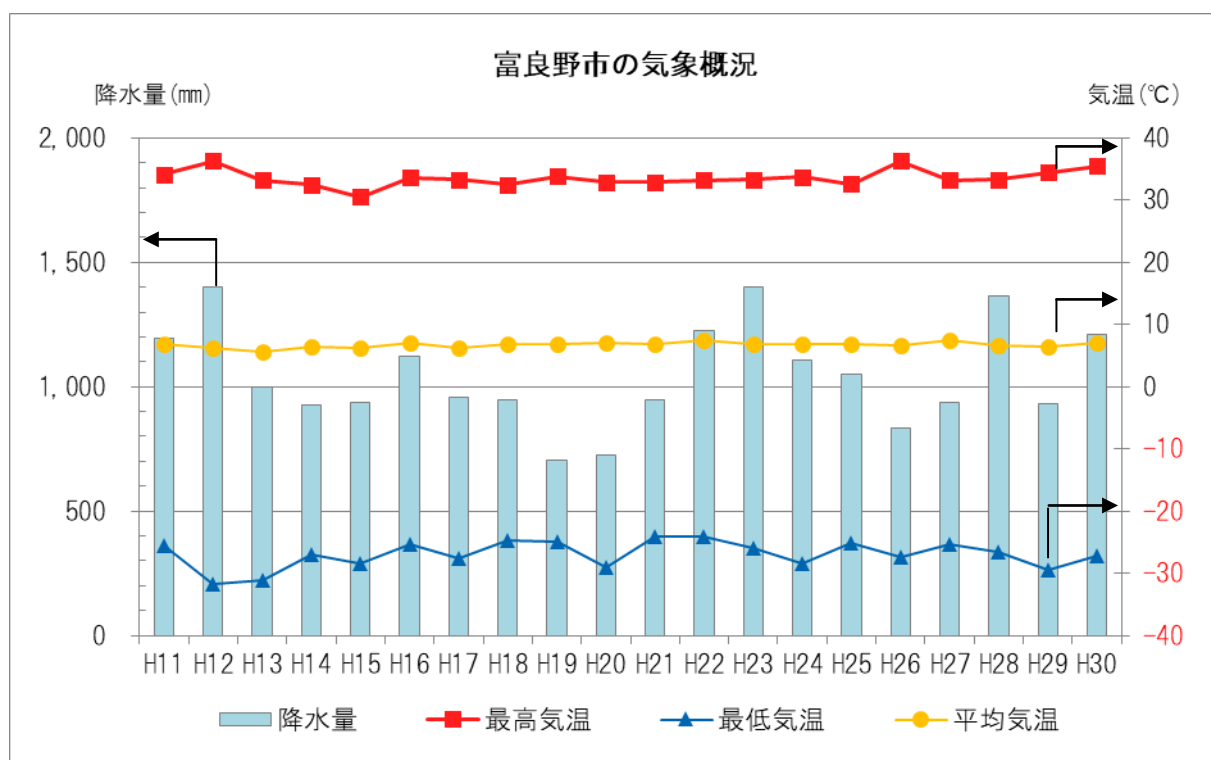
4. 富良野市の気象

本市は、北海道の内陸部であり、大雪山系十勝岳と夕張山系芦別岳に囲まれた地形のため、夏は高温多湿、冬は寒冷で典型的な内陸性の気候となっています。

年平均気温は7℃前後ですが、1月下旬から2月上旬には零下30℃以下、7月中旬から8月上旬にかけては30℃以上がしばしば記録され、気温の日較差及び年較差が大きくなっています。

また、雨量は年平均1,000mm前後ですが、7月～8月の時期には降水量も多く、積雪量は平均1m前後となっています。山間部では積雪は、2～3m位にも達し、降雪は10月下旬から4月上旬まで続くこともあります。4月上旬にはほとんどが融雪します。

図一〇 富良野市の気象概況



[資料]気象庁

5. 富良野市の人口

(1) 総人口の推移

本市の人口は、昭和40年までは順調に伸びてきましたが、昭和40年の36,627人をピークに減少へ転じ、昭和40年から昭和45年にかけて5,751人(15.7%)の大幅な減少を示し、昭和50年には29,155人と28年ぶりに3万人台を割り込み、平成17年では25,076人、平成22年では24,259人、平成27年では22,936人と減少傾向が続いています。

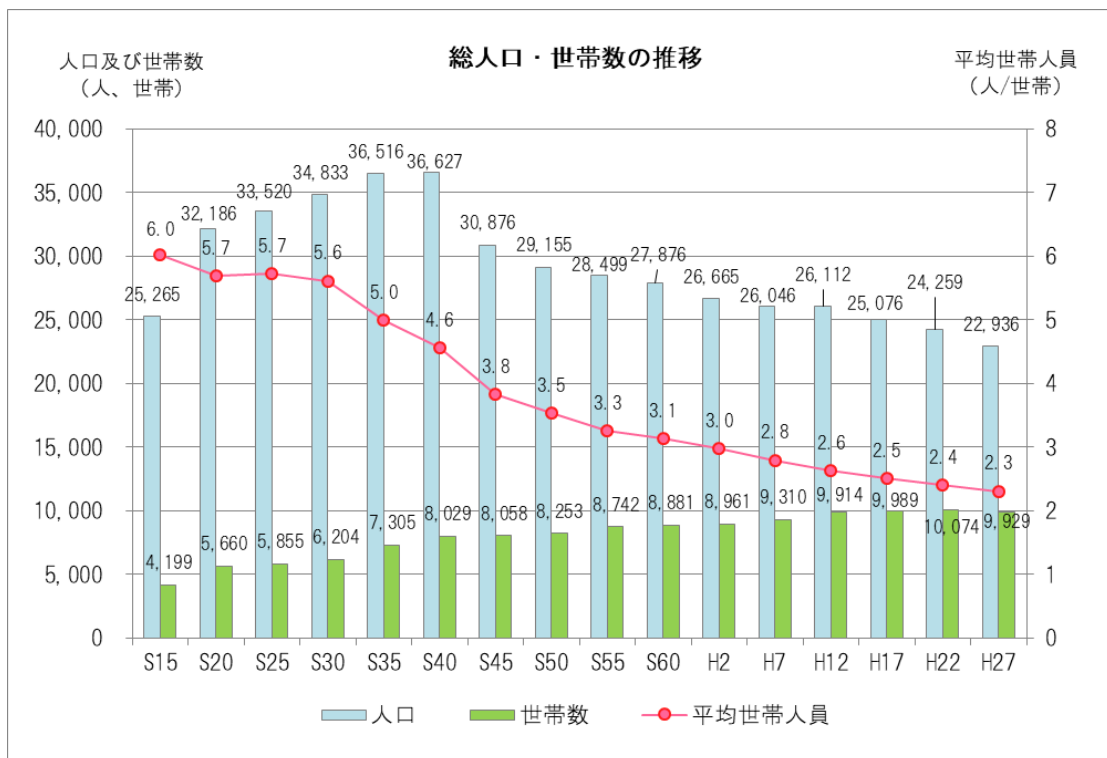
昭和40年以降の人口減少の要因としては、国鉄の合理化及び民営化、石綿鉱山の大幅減少、高度成長がもたらした大都市の異常な労働力吸収による農村人口と若年者の転出等があげられ、近年においても離農に伴う農村人口の転出と高校卒業者の転出は目立っています。

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、総人口の増減に関わらず順調な伸びを示し、平成22年では10,074世帯となり、昭和5年の3,809世帯からみると約2.6倍、総人口のピーク時の昭和40年の8,029世帯からみると約1.3倍まで増加しました。平成7年からは9,000世帯台で推移し、平成22年でピークとなりましたが、平成27年では減少に転じています。

また、総人口の減少と世帯数の増加に伴い、平均世帯人員も昭和5年の5.8人/世帯から昭和40年に4.6人/世帯、平成7年では2.8人/世帯と初めて3人/世帯を割り込みました。平成27年では2.3人/世帯と減少を続けており、核家族化や単身世帯の増加が進んでいます。

図一〇 総人口・世帯数の推移



〔資料〕 国勢調査

(3) 年齢階級別人口の推移

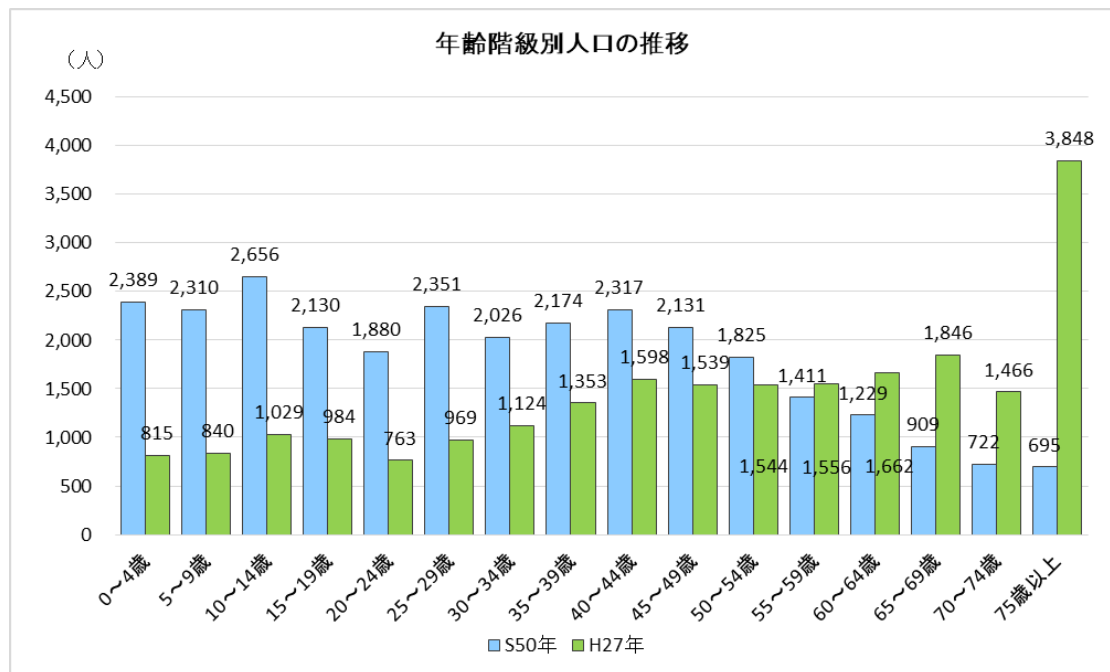
本市の年齢階級別人口は、昭和40年以降の総人口の減少とともに、年少人口及び生産年齢人口の若年層が減少し続けています。

昭和50年と平成27年の比較では、年少人口（0～4歳）が7,355人から2,684人へ減少、生産年齢人口（15～64歳）が19,474人から13,092人へ減少、老年人口（65歳以上）が2,326人から7,160人へ増加しています。

この要因は本市だけの問題ではなく、我が国の近年における出生率の低下に伴う少子化が若年層の減少となり、医療体制と医療機器の充実に伴って平均寿命が伸び高齢化が進んでいることが、高齢層の増加となっています。

総人口に対する構成比で見ると、老年人口は8.0%から31.2%へ増加しており、今後も同様の傾向がつつくと予想されます。

図一〇 年齢階級別人口の推移



〔資料〕 国勢調査

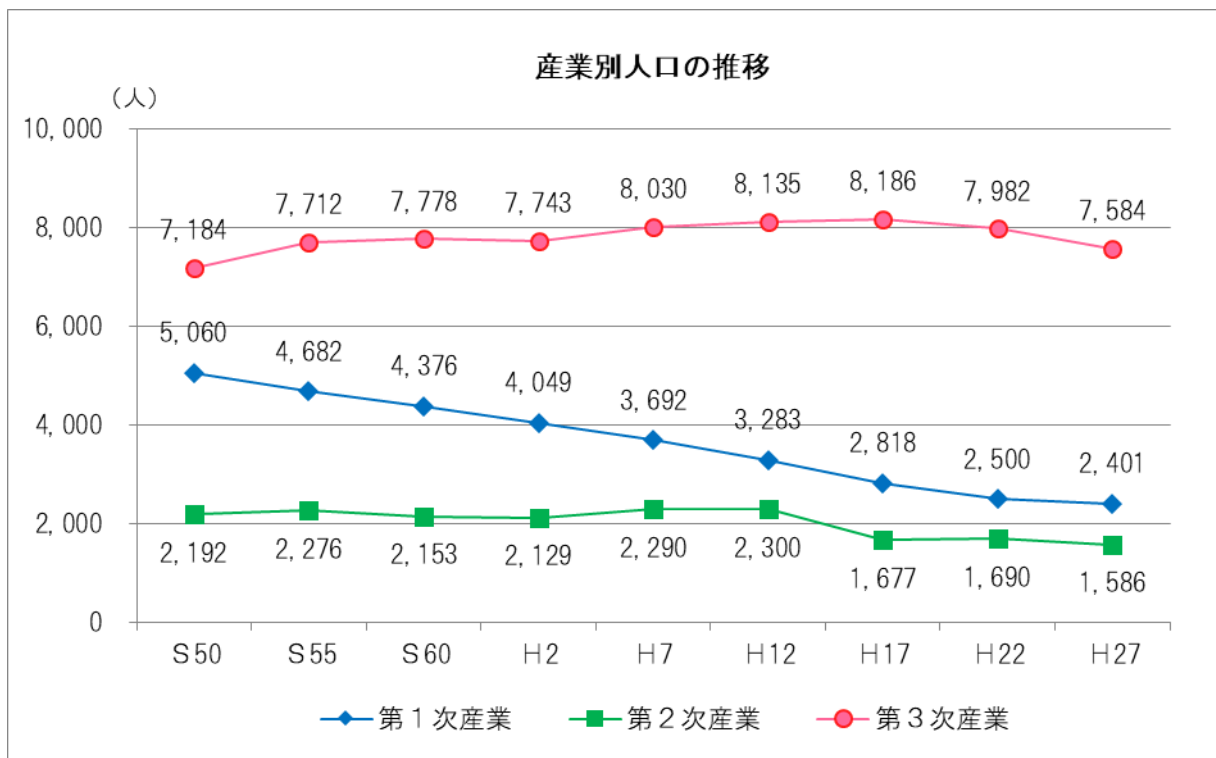
6. 富良野市の産業

(1) 産業別人口の推移

本市の平成27年の就業人口は11,571人で、総人口の50.4%を占めており、就業構成比は第1次産業が20.8%、第2次産業が13.7%、第3次産業が65.5%で、第3次産業が就業人口の3分の2を占めています。

経年的に見ると、農業が昭和50年の4,892人が平成27年では2,358人と51.8%の減少、林業が昭和50年の167人が平成27年では43人と79.3%の減少と第1次産業が大幅な減少を示しています。これは、近年の農業を取り巻く情勢の変化や後継者不足が原因となっているものと思われます。

図－9 産業別人口の推移



〔資料〕国勢調査

(2) 農 業

本市の農業は、平成29年度の農業産出額（農林水産省資料）が約166.8億円であり、この内、玉ねぎ、にんじん、スイカ、メロン、馬鈴しょを中心とした野菜が約112.4億円（67%）を占めており、道内でも有数な野菜の生産地域となっています。

農家戸数は減少傾向にあり、平成30年は586戸となっていますが、120名を収容できる農業体験者滞在施設や農業担い手育成センターの設置、農業セミナーの開催を通じた農業者の技術向上、6次産業化商品の展示即売会など、担い手の確保や育成、ふらのブランドのイメージアップに取り組んでいます。

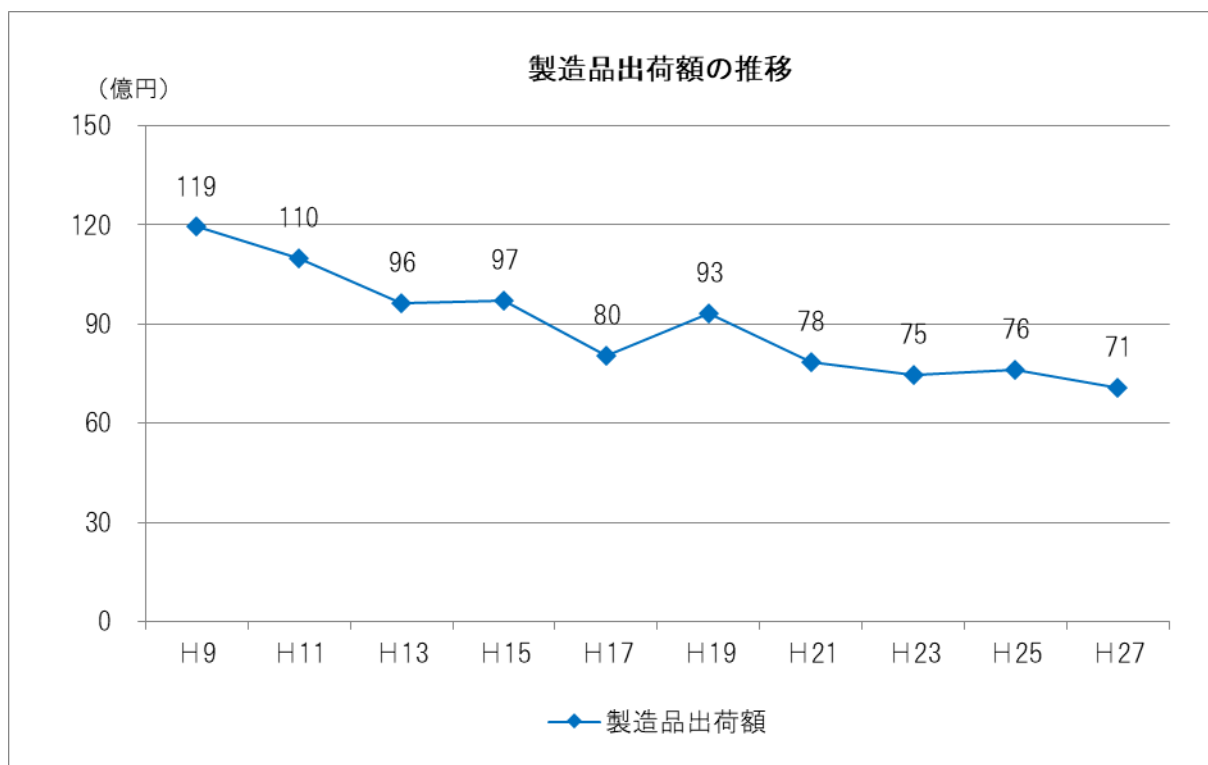
(3) 工 業

本市の工業の殆どは素材産業や地場資源活用型で、食品加工業、土石製品、木材及び木製品製造業を基幹として構成されていますが、多くは経営体質が弱く、且つ中小零細企業であり、加工組立型の工業の比率が低いのが現状となっています。

しかし、近年は地域の資源や技術を生かし、地域の産業の複合化を目指す新しい動きも活発となっており、ワイン工場、チーズ工場などには多くの観光客や見学者が訪れ、その生産過程がそのまま観光資源になるなど、観光振興にも重要な役割を担っています。

製造業出荷額は、工業統計調査によると平成3年の約144億円をピークに減少傾向に転じており、平成27年では約71億円と約50.7%の減少となっています。

図－10 製造業出荷額の推移



〔資料〕 工業統計調査

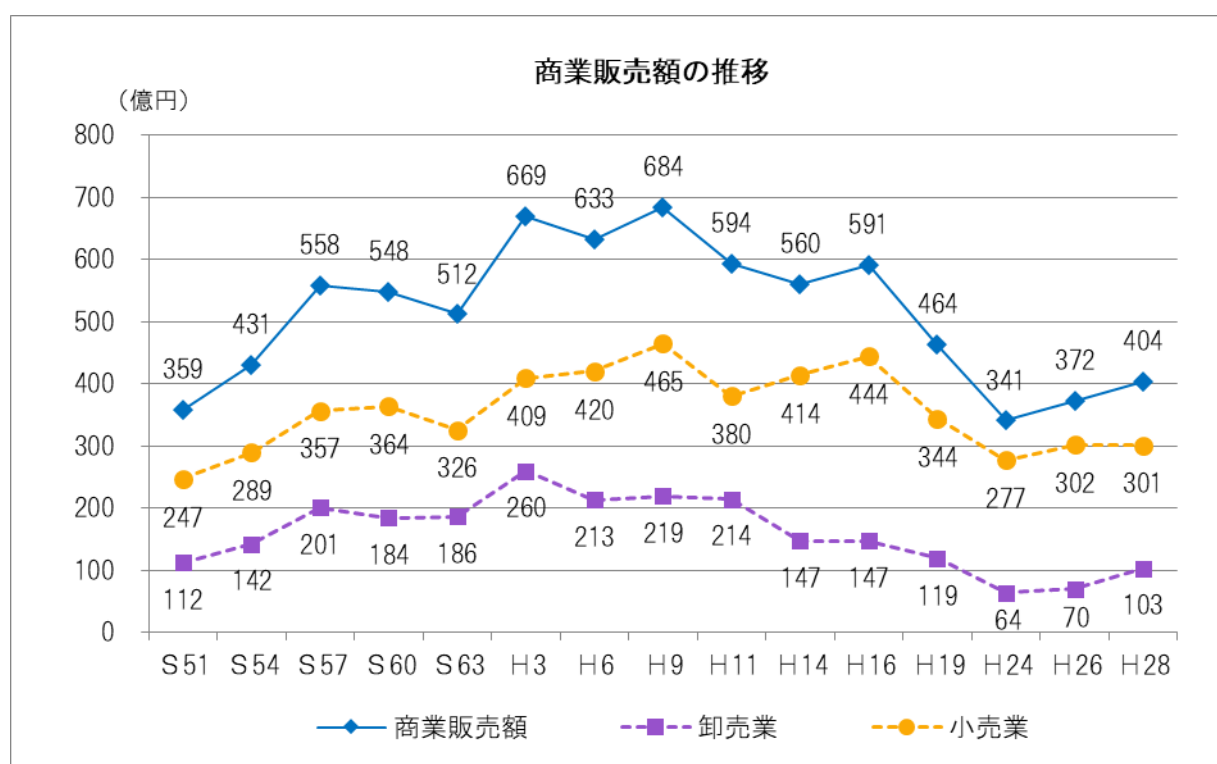
(4) 商 業

本市の卸・小売業は、農業との強い結びつきを保ち、広域生活圏の商業拠点として発展してきましたが、商業統計調査の平成28年現在で事業所数255店、従業者数1,613人、商業販売額約404億円となっており、近年は第1次産業の衰退などにより需要が伸び悩み、コストも上昇するなど、経営環境は厳しい現状にあります。

小売業は、飲食料品と衣類身の回り品で約半数を占めており、商店の多くは個人組織で従業者数も1～2人が最も多く、ほとんどが4人以下の個人経営となっているのが実態で、中・大型店の進出などの影響を大きく受けています。

商業販売額は、商業統計調査によると増減はあるものの、平成24年以降は増加に向かっています。

図－11 商業販売額の推移



〔資料〕 商業統計調査

(5) 観 光

本市の観光は、スキー場を中心に冬型観光として発展してきましたが、TVドラマ「北の国から」で一躍脚光を浴び、さらにラベンダーを目的とする観光客が激増し、風景美の富良野というイメージが浸透したことで、平成10年以降は夏季の観光入込客数が冬季を上回っています。

ここ10年ほどは180万人前後で推移し、特に近年は外国人観光客が多く見られ、平成20年に2万人だった外国人宿泊者数は平成29年に8万人と4倍近くの伸びを見せています。

平成22年には中心市街地にフラノマルシェがオープンし、これまで郊外を周遊していた観光客をまちなかへ誘導し、「まちの玄関口、にぎわい滞留拠点」として集客効果を発揮しています。

さらに平成30年には、「インバウンド」「簡易宿泊」「着地型観光」をキーワードとする、富良野の「新たな情報発信とおもてなしの戦略的拠点」として『コンシェルジュ フラノ』がJR富良野駅近くにオープンし、フラノマルシェとの相乗効果が期待されています。

図一〇 観光入り込み客数の推移

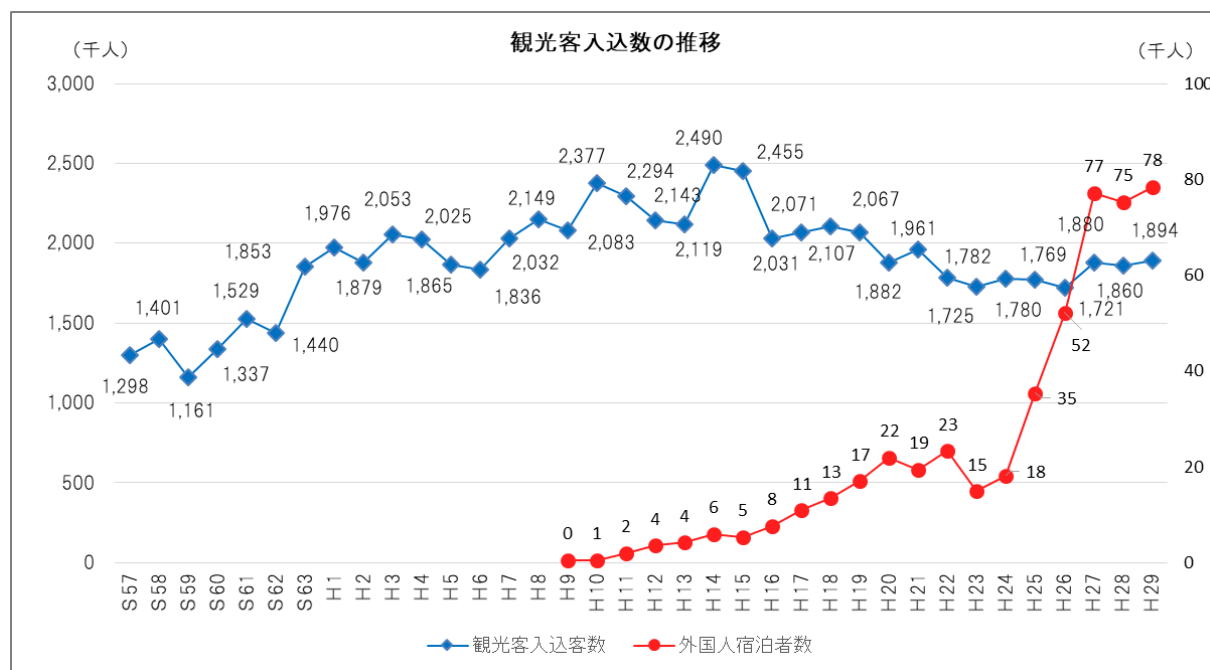
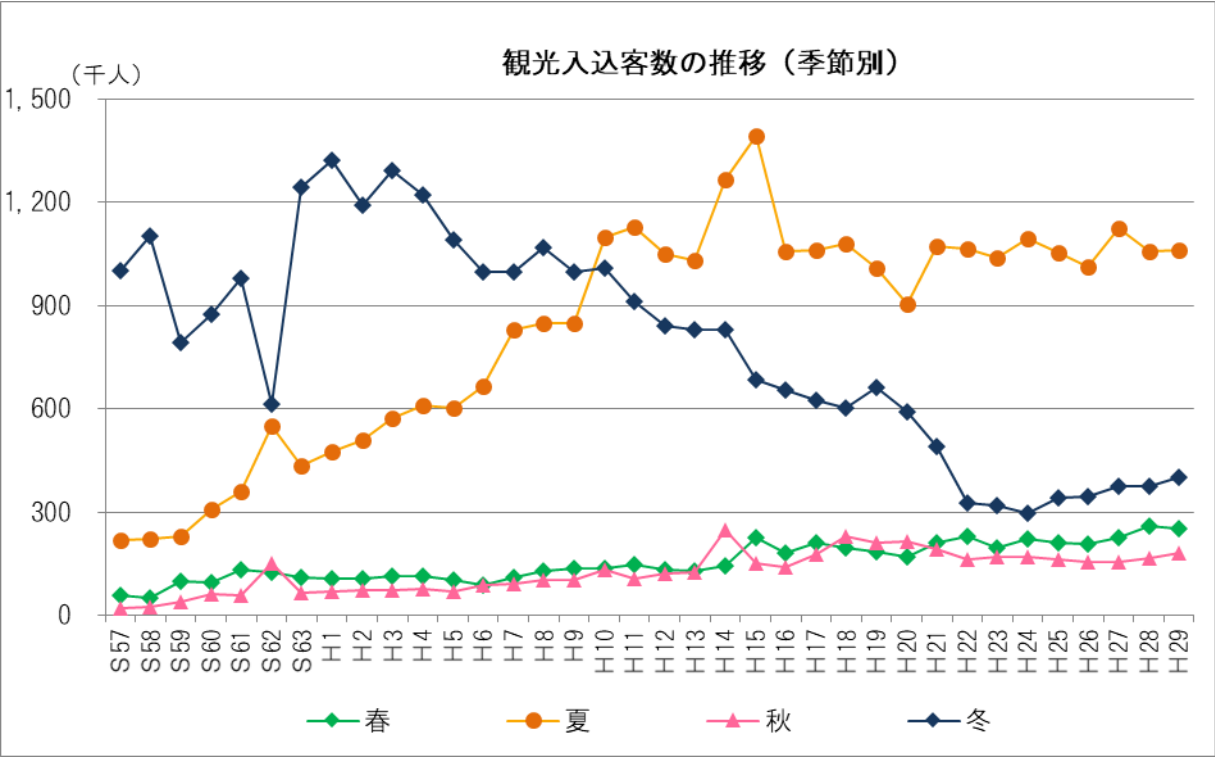


図-13 観光入り込み客数の推移（季節別）



〔資料〕 北海道経済部観光局

第2章 都市計画の現況

1. 都市計画の沿革

(1) 都市計画区域

本市の都市計画区域は、昭和23年に富良野都市計画区域305.12㎢を計画決定しましたが、昭和44年に総合的な都市計画の策定により、整備開発する必要のある区域として市街地周辺718.4haをもって変更し、更に昭和57年に社会経済と構造の変化により、土地利用動向がその地域に即していないことから用途地域の見直しとともに963.2haに拡大変更しました。

その後、市街地に人口が集中し、リゾート等による産業経済の伸展と住宅需要を中心に宅地の開発が進み、市街地の外延的拡大に対応する施策が必要となったことや、平成元年度に承認された「富良野・大雪リゾート地域整備構想」や「富良野リゾート基本構想」の中に、いくつかの整備計画が都市計画区域の隣接地域に集中したことから、無秩序な土地開発を防止し、総合的な整備・開発・保全を行うため、平成5年2,227haに拡大変更し、令和2年の区域変更を経て2,195haとなり現在に至っています。

表－〇 都市計画区域の沿革

年 月 日	告 示 等	事 項	面 積
S 23. 1. 1	建設院告示第3号	富良野都市計画決定	
S 23. 1. 1	建設院告示第14号	富良野都市計画区域の決定	305.12 ㎢
S 44. 5. 20	建設省告示第2115号	富良野都市計画区域の変更	718.4ha
S 57.12. 2	北海道告示第2363号	富良野都市計画区域の変更	963.2ha
H 5. 3. 26	北海道告示第440号	富良野都市計画区域の変更	2,227ha
R 2. 3. 〇	北海道告示第〇〇号	富良野都市計画区域の変更	2,195ha

〔資料〕富良野市の都市計画

都市計画区域の変更告示を待って、日付と番号を要修正。

2. 土地利用規制の現況

(2) 用途地域

本市の用途地域は、昭和44年に工業地域を除く3種380.7haを決定し、都市計画法及び建築基準法の改正に伴い昭和46年に工業専用地域を除く7種383haに変更しました。

昭和57年には用途地域の全面的な見直しにより501haに拡大変更し、さらに平成5年の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行による全体な見直しを行い、平成6年に工業専用地域を除く11種565.2haに拡大変更しました。

その後、平成20年に駅東地区における変更、平成26年に国道沿道の変更、令和元年に市役所周辺を変更し、現在に至っています。

表一〇 用途地域の沿革

年 月 日	告 示 等	事 項	面 積
S44. 5. 7	建設省告示第 1773 号	用途地域の指定	380.7ha
S46.12.24	富良野市告示第 63 号	用途地域の変更	383.0ha
S57.11.11	富良野市告示第 64 号	用途地域の変更	501.1ha
S59. 8.13	富良野市告示第 37 号	用途地域の変更	501.1ha
H 6. 3.28	富良野市告示第 19 号	用途地域の決定	565.2ha
H20. 3.24	富良野市告示第 14 号	用途地域の変更	565.2ha
H26. 6.20	富良野市告示第 34 号	用途地域の変更	565.2ha
R 1. 7.31	富良野市告示第 32 号	用途地域の変更	565.2ha

〔資料〕 富良野市の都市計画

表一〇 用途地域の内容

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建蔽率	建築物の高 さの限度	構成比
第1種低層住居 専用地域	約 77 ha	6/10 以下	4/10 以下	10m	13.6%
第2種低層住居 専用地域	約 7.2 ha	6/10 以下	4/10 以下	10m	1.3%
第1種中高層住居 専用地域	約 38 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	6.7%
第2種中高層住居 専用地域	約 124 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	22.0%
第1種住居地域	約 132 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	23.4%
第2種住居地域	約 45 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	8.0%
準住居地域	約 21 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	3.7%
近隣商業地域	約 13 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	2.3%
商業地域	約 14 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	2.5%
準工業地域	約 29 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	5.1%
工業地域	約 65 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	11.5%
工業専用地域	—	—	—	—	—
合計	約 565.2 ha			—	100.0%

〔資料〕 富良野市の都市計画

※外壁の後退距離の限度、建築物の敷地面積の最低限度は定めていない。

(2) その他の地域地区

本市の準防火地域は、昭和45年に32.9haで決定し、昭和46年に用途地域の変更と同時に近隣商業地域、商業地域を中心に隣接する第1種住居地域及び準工業地域の一部36.4haへ変更し、その後平成26年に建蔽率が80%である近隣商業地域及び商業地域の区域と整合を図るため28haに縮小変更し、現在に至っています。

このほか、平成15年に富良野駅前の再開発に合わせて高度利用地区を決定。平成20年に準工業地域において大規模集客施設を制限するため特別用途地区を決定。同年用途地域の指定のない区域における土地利用誘導のため特定用途制限地域を決定。さらに平成29年にこれを変更し、合わせて北の峰地区の景観形成のため景観地区を決定しています。

表一〇 その他の地域地区の沿革

年 月 日	告 示 等	事 項	面 積
S45. 4. 11	富良野市告示第22号	準防火地域の指定	32.9ha
S46. 12. 24	富良野市告示第64号	準防火地域の変更	36.4ha
H15. 2. 10	富良野市告示第4号	高度利用地区の決定	0.5ha
H20. 3. 24	富良野市告示第15号	特別用途地区の決定	29ha
H20. 3. 24	富良野市告示第16号	特定用途制限地域の決定	1,330ha
H26. 6. 20	富良野市告示第35号	準防火地域の変更	28ha
H29. 12. 25	富良野市告示第56号	特定用途制限地域の変更	1,329ha
H29. 12. 25	富良野市告示第57号	景観地区の決定	235ha

〔資料〕富良野市の都市計画

表一〇 特別用途地区の内容

地区種類	面積	基本用途	主な規制建築物
大規模集客施設制限地区	29ha	準工業地域	大規模集客施設

〔資料〕富良野市の都市計画

表一〇 特定用途制限地域の内容

地域種類	面積	主な規制建築物
リゾート産業地区	約249ha (保安林除外)	準工業地域規制工場、危険物施設、遊戯場、風俗営業施設、倉庫、畜舎、アスファルトプラント等
田園居住地区	約1,004ha (保安林除外)	準工業地域規制工場、危険物施設、1,500㎡超共同住宅、遊戯場、風俗営業施設、1,500㎡超店舗、3,000㎡超ホテル、アスファルトプラント等
主要幹線道路沿道地区	約76ha	準工業地域規制工場、危険物施設、1,500㎡超共同住宅、遊戯場、風俗営業施設、3,000㎡超店舗、3,000㎡超ホテル、アスファルトプラント等
合 計	約1,329ha	

〔資料〕富良野市の都市計画

表一〇 景観地区の内容

名称		スキー場山麓地区	森林文化地区	下御料地区		
面積		約 189ha (保安林除外)	約 9.7ha (保安林除外)	約 36ha (保安林除外)		
色彩		建築物の屋根及び外壁の色彩は、マンセル表色系に掲げる色相ごとに、次に掲げる彩度を超える色彩を、外壁及び屋根の各立面の見付面積の 1/5 を超えて使用しないこと。 色相： R (赤) Y R (黄赤) Y (黄) B (青) これ以外 彩度： 8 8 6 4 4				
建築物の高さ	最高限度	—	20m			
	敷地境界側の高さ制限		建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界までの水平距離に 1.5 を乗じて得られたものに 10mを加えた高さ以下とする。			
	道路側の高さ制限		—	建築物の各部分の高さは、当該部分から道路の路面中心までの水平距離に 1.5 を乗じて得られた高さ以下とする。		
建築物の敷地面積の最低限度		—	—	350 m ²		

〔資料〕 富良野市の都市計画

(3) 地区計画

本市の地区計画は2箇所で決定されており、民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る目的で平成 15 年に東雲町地区を、中心市街地における都市機能の回復、回遊性の向上及びまちなか居住の推進を図る目的で平成 22 年に東 4 条街区地区を決定しています。

表一〇 地区計画の内容

地区整備計画 区域名称	計画地区 の名称	制限の内容				
東雲町整備計画区域		建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	外壁等の面から境界線までの距離の最低限度		垣又はさくの高さの制限
				道路	隣地	
	低層専用住宅地区	250 m ²	9 m	1.5m	1.0m	1.2m以下
	低層一般住宅地区	250 m ²	—	1.5m	1.0m	1.2m以下
東 4 条街区地区計画区域		容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	
	A 地区	30/10	6/10	8/10	50 m ²	
	B 地区	20/10	6/10	6/10	50 m ²	
	C 地区	20/10	3/10	6/10	50 m ²	

〔資料〕 富良野市の都市計画

(4) 都市計画以外の土地利用規制

①五地域

本市の都市計画区域内(都市地域)における都市計画以外の土地利用規制(以下 五地域)は、農業地域、森林地域、自然公園地域が重複しています。

A 農業地域

- ・ **農業振興地域** → 用途地域と境を一致して指定されています。
- ・ **農用地区域** → 農業振興地域内に広く指定されており、一部用途地域と接しています。

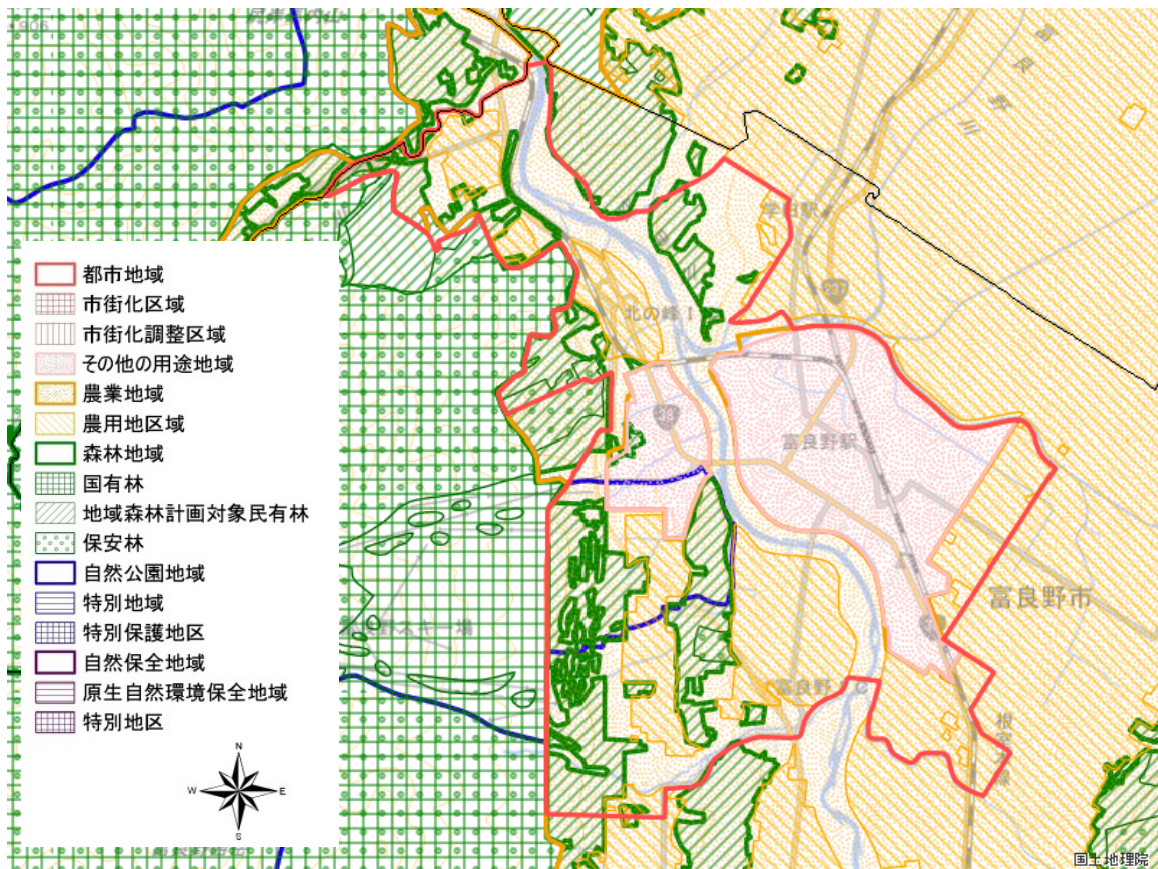
B 森林地域

- ・ **保安林** → 学田三区、中御料などの一部に保安林が指定されています。
- ・ **地域森林計画対象民有林** → 富良野芦別道立自然公園内、及び山岳地周辺に広く指定されています。

C 自然公園地域

用途地域内の北の峰町の一部及びその周辺に「富良野芦別道立自然公園」として、自然公園地域が指定されています。

図一〇 土地利用基本計画図(五地域図)



平成 30 年 10 月現在

〔資料〕国土交通省 土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY) を使用して作成

②宅地造成等規制法区域

本市では、傾斜地である富良野スキー場周辺の宅地造成に伴って起きる崖崩れや土砂の流出等の災害を防止するため、昭和48年に約390haを指定しています。

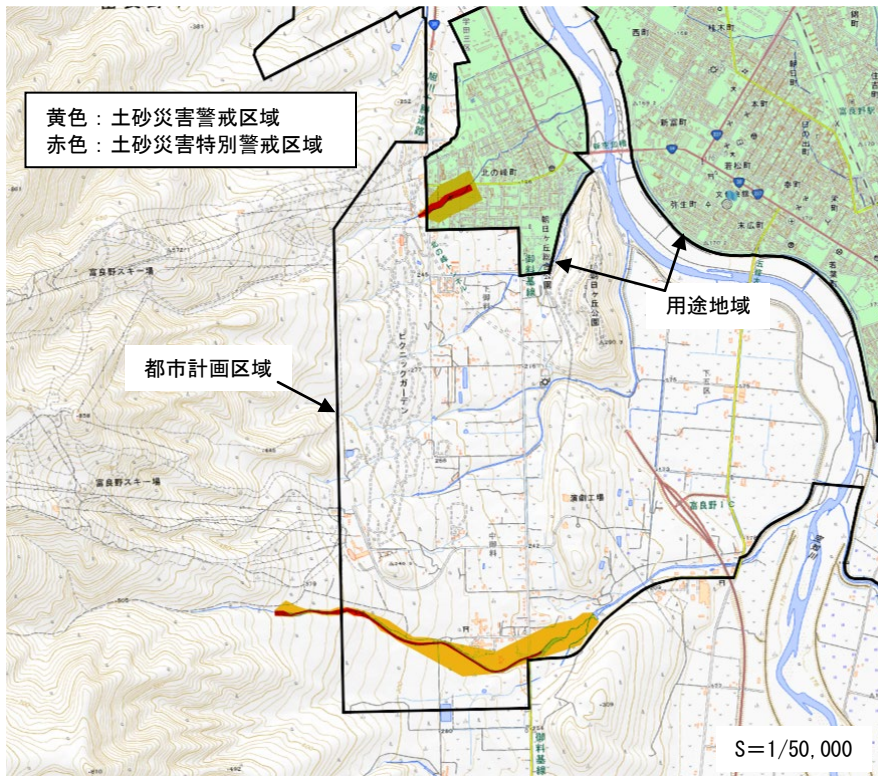
表一〇 宅地造成等規制法区域の概要

指定区域名	中御料、下御料、北の峰町、学田三区の各一部
指定面積	390ha
概 要	次にあげる造成工事を行うときは、工事を着手する前に市長の許可を受けなければ工事を行うことができない。 ・切土によって高さ2mをこえる崖（法面）ができるとき。 ・盛土によって高さ1mをこえる崖（法面）ができるとき。 ・切土と盛土を同時に行う場合で高さ2mをこえる崖（法面）ができるとき。 ・高さに関係なく切土又は盛土する土地の面積が500㎡をこえるとき。

③土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

都市計画区域内では、北の峰町（北二線川）と字中御料（四線川）の一部において土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が平成20年に指定されており、特別警戒区域での開発行為は知事の許可制となり、建築物の構造が制限されるほか、知事による移転勧告が可能となるなど、土地と建物に制限が適用されています。

図一〇 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



〔資料〕 国土交通省 国土数値情報データを使用して作成

3. 都市計画施設の現況

(1) 道 路

本市の都市計画道路は、昭和 26 年の相生通 1 路線の都市計画決定から幾多の追加・変更を経て、平成 24 年には未着手都市計画道路の見直し方針を策定し、これを踏まえ平成 25 年及び平成 29 年の変更をもって現在は 16 路線、延長 22,080m が都市計画決定されており、15,300m(69.3%)が整備されています。

表一〇 都市計画道路の現況

名 称		構 造		車線数	延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
番号	路線名称	形式	幅員 (m)				
3・3・ 1	西大通	地表式	22	2	1,510	540	35.8
3・4・ 2	中央通	〃	18	2	800	800	100.0
3・4・ 3	東 5 条通	〃	18	2	910	910	100.0
3・4・ 4	新生通	〃	18	2	230	0	0.0
3・4・ 5	昭和通	〃	18	2	200	200	100.0
3・4・ 6	大沼通	〃	18	2	940	940	100.0
3・5・ 7	東雲通	〃	13	2	2,790	1,550	55.6
3・4・ 8	相生通	〃	18	2	1,030	1,030	100.0
3・4・ 9	栄町通	〃	18	2	880	880	100.0
3・4・10	朝日通	〃	18	2	2,380	2,380	100.0
3・3・11	平和通	〃	22	2	4,630	1,180	25.5
3・4・12	黄金通	〃	18	2	2,180	1,980	90.8
3・4・13	東中通	〃	18	2	530	530	100.0
3・3・14	北の峰通	〃	24	2	920	920	100.0
3・6・15	若葉通	〃	11	2	1,770	1,460	82.5
3・4・16	弥生通	〃	16	2	380	0	0.0
合 計					22,080	15,300	69.3

〔資料〕 富良野市の都市計画

※舗装延長の考え方

道路用地が計画決定どおり確保されており、かつ、自動車交通に供用開始されている区間で、そのうち、車道部分が本舗装されている区間

(2) 公 園

本市の都市計画公園は、街区公園が 24 箇所のほか、近隣公園、地区公園、総合公園、風致公園が各 1 か所、計 30.32ha が都市計画決定され、全て供用されています。

都市計画決定されていない都市公園も含めると、街区公園が 45 箇所、近隣公園、地区公園、総合公園、風致公園が各 1 か所、緩衝緑地、広場公園が各 2 箇所、都市緑地が 17 箇所、計 70 箇所 45.49ha が供用されており、平成 27 年の都市計画区域人口 18,004 人に対する一人当たりの面積は 25.3 m²/人になります。

表一〇 都市計画公園の現況

番 号	公園名	種別	位 置	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
2・2・1	栄町公園	街区	日の出町	0.19	0.19
2・2・2	平和公園	〃	末広町	0.19	0.19
2・2・3	曙公園	〃	栄町	0.40	0.40
2・2・4	すみれ公園	〃	春日町	0.31	0.31
2・2・5	泉公園	〃	若葉町	0.19	0.19
2・2・6	清流公園	〃	末広町	0.21	0.21
2・2・7	朝日町公園	〃	朝日町	0.08	0.08
2・2・8	桂木町公園	〃	桂木町	0.04	0.04
2・2・9	春日公園	〃	東町	0.11	0.11
2・2・10	東町公園	〃	東町	0.16	0.16
2・2・11	北の峰公園	〃	北の峰町	0.10	0.10
2・2・12	みずほ公園	〃	瑞穂町	0.19	0.19
2・2・13	北麻町公園	〃	北麻町	0.27	0.27
2・2・14	東麻町公園	〃	東麻町	0.26	0.26
2・2・15	南麻町公園	〃	南麻町	0.23	0.23
2・2・16	錦町公園	〃	錦町	0.43	0.43
2・2・17	住吉公園	〃	住吉町	0.16	0.16
2・2・18	双葉公園	〃	扇町	0.09	0.09
2・2・19	学田公園	〃	桂木町	0.10	0.10
2・2・20	みどり公園	〃	緑町	0.20	0.20
2・2・21	北の峰西公園	〃	北の峰町	0.41	0.41
2・2・22	北の峰南公園	〃	北の峰町	0.11	0.11
2・2・23	新光公園	〃	新光町	0.39	0.39
2・2・24	むつみ公園	〃	瑞穂町	0.20	0.20
街区公園小計				5.02	5.02
3・3・1	扇瀬公園	近隣	東町	1.60	1.60
4・3・1	若葉公園	地区	若葉町	3.60	3.60
5・5・1	朝日ヶ丘総合公園	総合	字下御料	10.50	10.50
7・4・1	鳥沼公園	風致	字東鳥沼	9.60	9.60
合 計				30.32	30.32

〔資料〕 富良野市の都市計画

(3) 緑 地

本市の都市計画緑地は、11.39ha が都市計画決定され、全て供用されています。

表－〇 都市計画緑地の現況

番号	緑地名	種別	位 置	計画決定 面積(ha)	供用面積 (ha)
1	桂木緑地	緑地	桂木町	0.29	0.29
2	北の峰南台緑地	〃	北の峰町	0.41	0.41
3	スポーツ公園緑地	〃	桂木町	0.99	0.99
4	金満緑地公園	〃	字信濃沢	9.70	9.70
合 計				11.39	11.39

[資料] 富良野市の都市計画

(4) 公共下水道

本市の公共下水道は、昭和 54 年に都市計画決定され、その後の用途地域の拡大変更と連動し平成 6 年に排水区域 565ha を最終決定し、平成 30 年度末には排水区域 486ha が供用されています。事業計画は令和 2 年度を目標年次とし、認可区域 527.9ha、計画人口を 17,100 人としています。

表－〇 公共下水道の現況

区分	排水区域 (ha)	下水道管渠 (m)	ポンプ場		処理場	
			箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)
計画	565	5,770	—	—	1	27,400
供用	486	5,770	—	—	1	27,400

[資料] 北海道の都市計画

表－〇 公共下水道事業計画の概要（富良野処理区）

区 分	全体計画	認可計画
目標年次	令和 2 年度	令和 2 年度
計画区域面積	700.0ha	527.9ha
計画人口	17,400 人	17,100 人
計画汚水量	日最大 7,496 m ³ /日	日最大 7,376 m ³ /日

[資料] 富良野市公共下水道事業計画

(5) 市 場

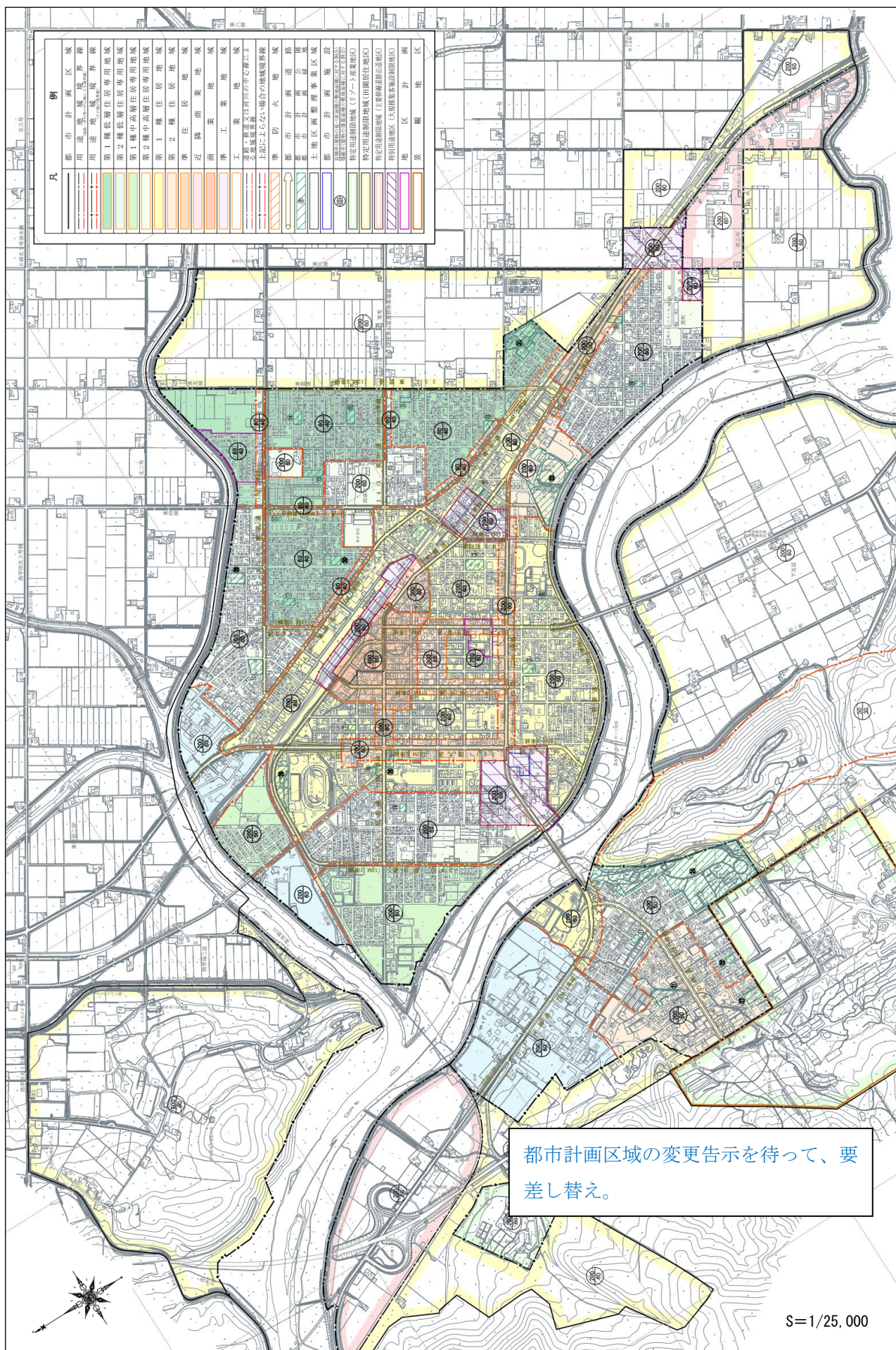
本市の都市計画市場は、昭和 53 年に都市計画決定され、その後平成 31 年に民間へ移譲したことに伴い名称を変更しています。

表－〇 都市計画市場の現況

区 分	計 画		供 用		告示年月日	
	箇 所	面積(㎡)	箇 所	面積(㎡)	当初	最終
富良野 地方卸売市場	1	8,000	1	8,000	S53.10. 3 (市)34 号	H31.3.27 (市) 20 号

[資料] 北海道の都市計画

図一〇 地域地区、都市施設等の決定状況（市街地部分）

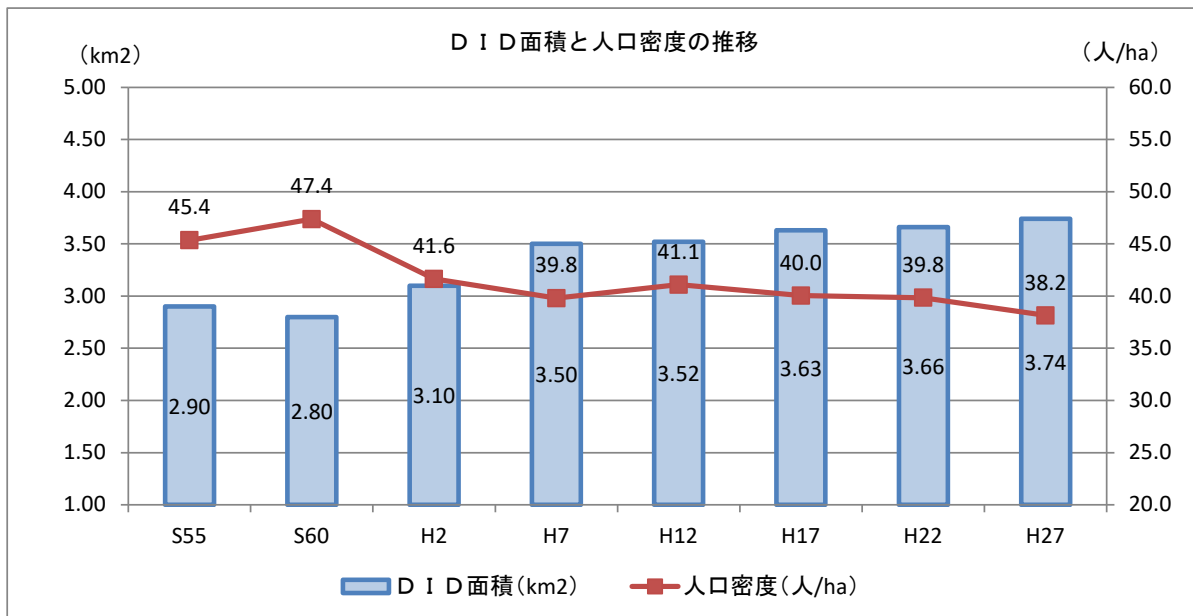


4. 市街地の現況

本市のD I Dは、昭和 55 年の 2.90 k m²から平成 27 年の 3.74 k m²と増加しており、都市の発展とともに市街地規模が拡大してきた状況を示していますが、一方でD I Dの人口密度は 38.2 人/ha まで減少してきており、市街地の低密度化が徐々に進みつつあります。

また、本市の市街地は、開発行為等により市街地中心部から外側に向けてまちなみが形成されてきた経緯にあります。造成から 50 年が経過する住宅地では新耐震基準の施行前（昭和 55 年以前）の建築物が 6 割を超えており、改修や更新時期を迎えている状況にあります。

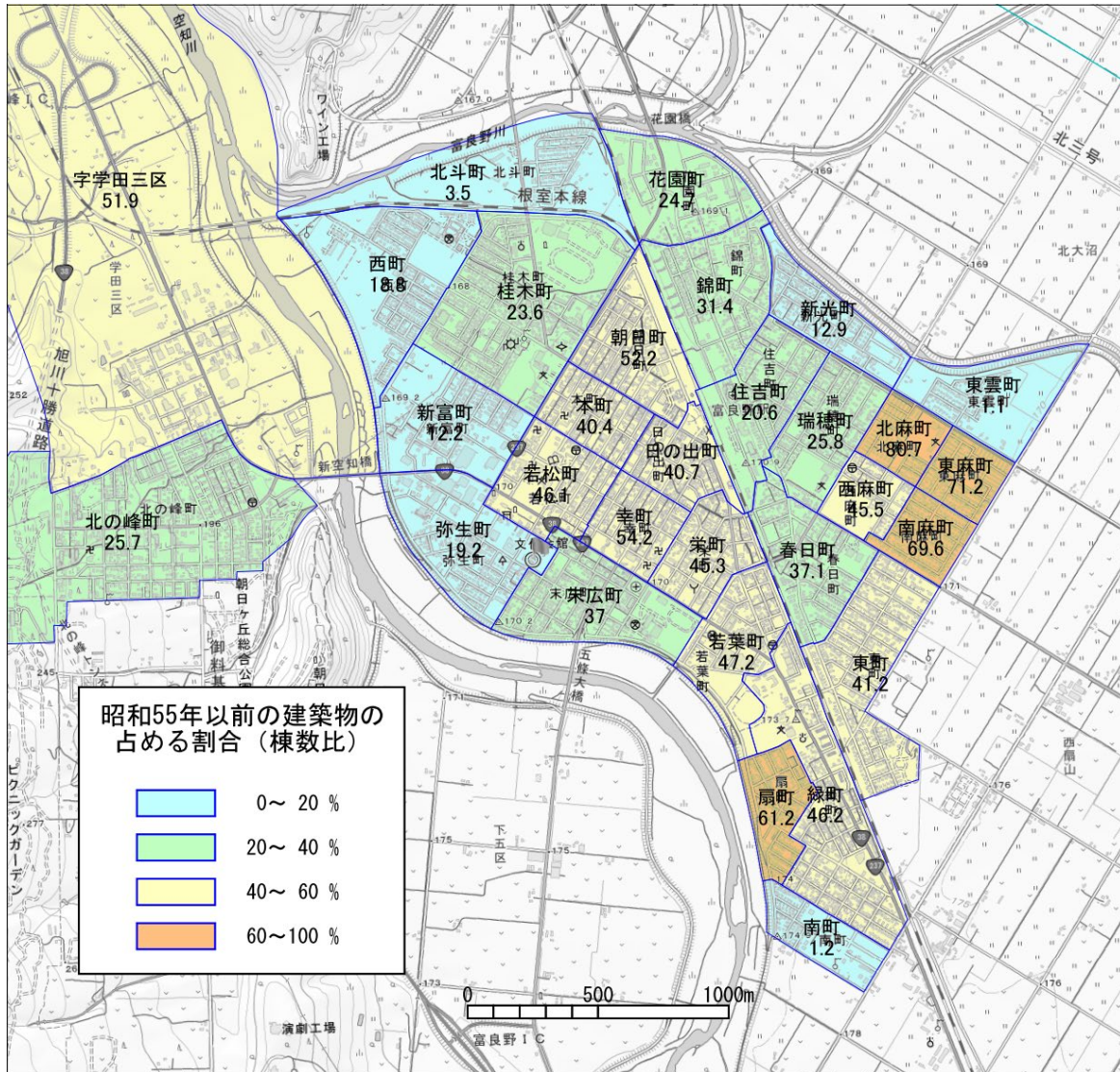
図一〇 D I D面積と人口密度



〔資料〕国勢調査

※D I D：人口集中地区のこと。国勢調査により設定される統計上の区域であり、人口密度が 4,000 人/km²（40 人/ha）の基本単位区が連続して 5,000 人以上有する地域。

図一〇 建築物の老朽化状況



〔資料〕 富良野市耐震改修促進計画（平成29年3月）の策定時データから作成（基準年月：H28.1）

第3章 市民意向の把握

1. アンケート調査の概要

都市計画マスタープランの改訂にあたり、住民の意見の把握と計画への反映を目的としてアンケート調査を実施しました。調査においては、年齢や居住地のバランスを考慮しつつ、都市計画区域内に居住する18歳以上の市民約1,000人を無作為抽出し、郵送により配布・回収を行いました。

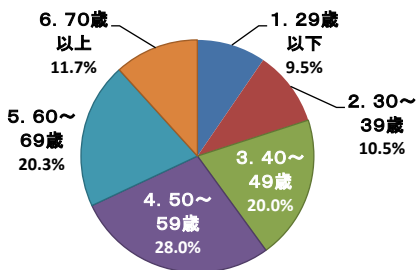
調査時期：令和元年6月11日（発送）

回収率：32.2%（回収数326件）

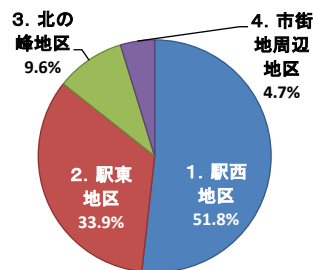
回答者の属性は以下のとおりとなっており、「年齢」では50代が最も多く約3割、「居住地」では駅西地区が約5割、次いで駅東地区、北の峰地区であり、居住人口に準じた回答数が得られています。また、「居住年数」では25年以上が最も多く約6割で、5年未満は約1割ではありますが一定数みられます。

図－〇 アンケート回答者の属性

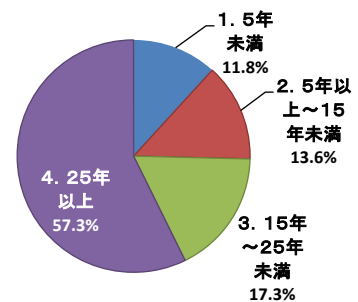
・ 年齢：



・ 居住地：



・ 富良野市での居住年数：



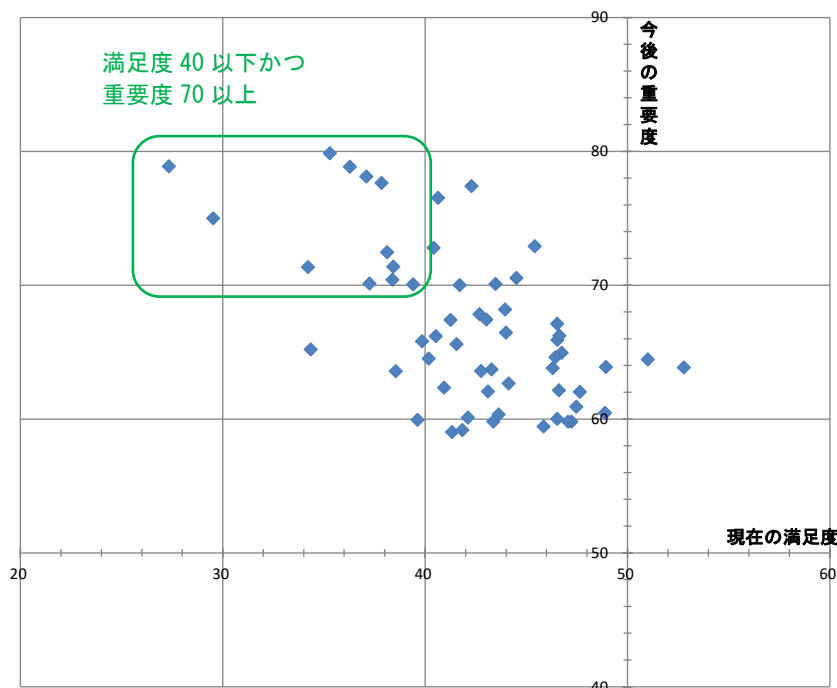
2. アンケート調査の解析結果概要

アンケート調査では、「土地利用及び市街地整備」、「交通体系の整備」、「自然環境および公園緑地の整備」、「都市防災」、「その他の都市施設の整備」、「都市景観の形成」の設問について評価項目を示し、「現在の満足度」と「今後の重要度」を質問しています。

具体的には次頁の58項目を5段階評価で回答してもらい、評価毎の回答数に100点、75点、50点、25点、0点の重みを付け、加重平均により「現在の満足度」と「今後の重要度」を算出しました。

各項目の結果を横断的に比較した中で、「現在の満足度」が40以下かつ「今後の重要度」が70以上の項目を「不満かつ重要」として抽出すると12項目が該当しており、これらは本マスタープランの改訂にあたって、優先的に考慮すべき事項と考えられます。

図一〇 各評価項目の満足度と重要度の分布状況



図一〇 各評価項目の満足度と重要度

Q 5. 土地利用及び市街地整備に関すること		満足度	重要度
1. 主要な都市機能の集約化		46.55	65.90
2. まちなか居住による賑わいづくり		43.97	68.17
3. 国道沿道への利便施設の立地誘導		44.15	62.66
4. 中心市街地の再整備		46.54	67.12
5. 郊外部の無秩序な開発の抑制		46.66	66.21
6. リゾート関連施設の立地誘導		43.12	62.06
7. 空き家、空き地の利活用		29.55	75.00
8. 工業団地の拡充等による企業誘致		34.37	65.19
9. 観光施設と市街地整備の連携強化		44.52	70.53
10. 定住促進のための住宅地供給		37.26	70.11
・10項目中「空き家、空き地の利活用」と「定住促進のための住宅地供給」の2項目が、満足度40以下かつ重要度70以上となっています。 ・「空き家、空き地」が市街地内に多く存在し、長年放置されている空き家への解体等の対応や、使える空き家については中古住宅として活用すべきとの意見がみられます。 ・富良野市は賃貸物件の家賃が高く、収入に応じた手ごろな物件が不足しており、定住や移住のためにも適切な住宅環境を望む意見がみられます。 ・この他、満足度はさほど低くありませんが、「観光施設と市街地整備の連携強化」の重要度が70を超えており、特に富良野駅周辺の活性化を求める意見や、観光だけでなく住民の暮らしも考えるべきという意見がみられます。			
Q 6. 交通体系の整備に関すること		満足度	重要度
1. 都市間を結ぶ広域的な道路の整備		46.76	64.94
2. 身近な生活道路の維持補修		38.40	70.40
3. 市街地内の幹線道路の充実		47.25	59.81
4. 観光客にもわかりやすい案内表示		41.27	67.41
5. 歩道のバリアフリー化		38.44	71.38
6. 経済性を重視した道路の老朽化対策		42.70	67.83
7. 自動車がなくても暮らしやすい公共交通の充実		27.35	78.88
8. 駐車場の適正配置		39.86	65.81
9. 冬期の除雪や凍結防止の対応		36.29	78.84
10. まち歩きや自転車観光のための施設整備		38.56	63.57

・10項目中「身近な生活道路の維持補修」、「歩道のバリアフリー化」、「自動車がなくても暮らしやすい公共交通の充実」、「冬の除雪や凍結防止の対応」の4項目が、満足度40以下かつ重要度70以上となっています。 ・特に「公共交通の充実」は、全58項目中で満足度が最低となっており、バスの便数が少ないことへの不満や、今後の高齢化や免許返納後の足となる公共交通機関が重要との意見がみられます。 ・「除雪等の対応」は、除雪後でもすれ違いが困難であることや、交差点の見通しが利かないことへの不満、住民の雪出しへの指導が必要との意見がみられます。 ・この他、[市街地内の幹線道路の充実]の重要度が低い一方で、「生活道路の維持補修」の重要度が高いことから、幹線系の充実よりも生活道路の改善を求める傾向がうかがえます。			
Q7. 自然環境及び公園緑地の整備に関すること		満足度	重要度
1. 市街地周辺の自然環境や田園環境の保全	52.80	63.84	
2. 生態系を踏まえた多自然型河川への改修	47.66	62.03	
3. 水とふれ合える河川や公園の整備	40.19	64.51	
4. 経済性を重視した公園施設の老朽化対策	41.56	65.59	
5. 公園や公共施設敷地への緑化推進	47.48	60.91	
6. 民間活力による公園の利活用の促進	41.35	59.03	
7. 地域のニーズを反映した公園の再整備	40.95	62.34	
8. 街路樹の適正管理による市街地の緑化	46.54	60.00	
9. 市民による公園の維持や花のまちづくり	48.91	60.46	
10. 自然環境と調和した観光開発	46.32	63.80	
・10項目中、満足度40以下かつ重要度70以上の項目は該当なく、他の設問に比べ高評価を得ていると考えられます。 ・その中でも「市街地周辺の自然環境や田園環境の保全」や「市民による公園の維持や花のまちづくり」は満足度が高く、これまでの取り組みの成果が現れていると言えます。 ・一方で、「水とふれ合える河川や公園の整備」や「経済性を重視した公園施設の老朽化対策」、「地域のニーズを反映した公園の再整備」は、比較的満足度が低く、今後の検討が求められています。 ・「街路樹の適正管理による市街地の緑化」については、除雪や見通しの観点で街路樹を邪魔とする意見や、管理をしっかりとすることでまちの魅力向上を望む意見もあり、感じ方に差がみられます。			
Q8. 都市防災に関すること		満足度	重要度
1. 災害危険箇所における開発の抑制	45.43	72.90	
2. 大雨に備えた河川の減災対策	42.31	77.40	
3. 公共建築物やライフラインの耐震化	40.65	76.52	
4. 住宅や民間建築物の安全性向上	43.49	70.08	
5. 防災機能を強化した公園施設整備	39.42	70.05	
6. 緑化による密集市街地の延焼防止	43.29	63.69	
7. 主要施設の停電時対策	35.30	79.86	
8. 減災につながる地域コミュニティの形成	38.14	72.46	
9. 防災情報の周知と共有化	37.86	77.63	
・9項目中「防災機能を強化した公園施設整備」、「主要施設の停電時対策」、「減災につながる地域コミュニティの形成」、「防災情報の周知と共有化」の4項目が、満足度40以下かつ重要度70以上となっています。 ・特に「施設の停電時対策」は全58項目中で重要度が最高となっており、「防災情報の周知」とともに平成30年胆振東部地震による北海道全域の停電を踏まえた回答と考えられます。 ・この他、満足度はさほど低くありませんが、「災害危険箇所における開発の抑制」、「大雨に備えた河川の減災対策」、「公共建築物やライフラインの耐震化」、「住宅や民間建築物の安全性向上」の重要度が70を超えています。 ・9項目のうち8項目の重要度が70を超える状況から、都市防災に関する市民の関心の高さがうかがえます。			

Q 9. その他の都市施設の整備に関すること		満足度	重要度
1. 主要建築物のバリアフリー化		40.44	72.78
2. 高齢者のための施設整備と充実		41.72	70.00
3. 子育てのための施設整備と充実		37.11	78.11
4. 公営住宅の計画的な建替えや改修		47.08	59.81
5. 水洗化の普及と下水道施設の整備		51.02	64.44
6. 建替え等に合わせた公共建築物の複合化		43.65	60.34
7. 長期的な公共建築物の適正配置		42.78	63.58
8. クリーンエネルギーの活用促進		43.04	67.44
9. 経済性を重視した公共建築物の老朽化対策		40.54	66.19
・9項目中「子育てのための施設整備と充実」の1項目が、満足度40以下かつ重要度70以上となっています。 ・就学前の幼児が曜日に関係なく利用できる「子育て施設の充実」や雨の日にも子どもが遊べる施設を求める意見がみられます。 ・この他、満足度はさほど低くありませんが、「主要建築物のバリアフリー化」や「高齢者のための施設整備と充実」の重要度が70を超えており、これからの時代を見据えた建物のバリアフリー化や、高齢者が多くなることを踏まえて独居老人が生活しやすい住まいや入居施設を求める意見がみられます。			
Q10. 都市景観の形成に関すること		満足度	重要度
1. 中心市街地の景観の向上		46.45	64.61
2. 観光施設周辺の景観の向上		48.95	63.88
3. 国道沿道の景観の向上		46.62	62.13
4. リゾート開発に係る規制と適正誘導		44.01	66.45
5. 屋外広告物への規制や指導		45.87	59.45
6. 高台など眺望ポイントの整備充実		43.39	59.80
7. 案内看板などのデザイン化		42.13	60.10
8. 工場や資材置き場などの景観への配慮		41.85	59.17
9. 空き家、廃屋などへの指導や除却対応		34.22	71.35
10. 幹線道路沿道の無電柱化		39.64	59.93
・10項目中「空き家、廃屋などへの指導や除却対応」の1項目が、満足度40以下かつ重要度70以上となっています。 ・Q5の結果と同様に「空き家、廃屋」の関係を問題ととらえており、今後増加していくことを踏まえて、特にまちなかの空き家や空き店舗、主要道路沿いの古い建物への対応を求める意見がみられます。 ・この他、比較的重要度が高い項目は少ない状況ですが、「リゾート開発に係る規制と適正誘導」が若干高めの傾向にあり、富良野市を印象づけるための景観のあり方や、海外資本による急速な開発を懸念する意見がみられます。			

第4章 まちづくりの方向性

1. 近年における都市計画の動向

国の諮問機関である社会資本審議会では、都市計画に関する重要事項の調査審議がなされており、近年の動向は以下のとおりです。

表一〇 社会資本審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 各小委員会の動向

安全・安心まちづくり小委員会	2008年9月25日設置
小委員会報告書 「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」	2011年2月17日公表
災害が発生しやすい国土であることを踏まえ、災害リスク情報と都市に関する情報を重ね合わせた「防災まちづくり情報マップ（仮称）」を作成し、人口減少社会に対応した都市構造を検討する際に、リスクの高いところを避けて都市機能を集約することや、集積度の高い市街地の安全性を向上させるなど、市街地整備と各種の施設整備において、地域の特性に応じた施策を進める必要がある。 →これを受け現在、各種災害リスク情報の公表が各機関から積極的に進みつつあり、今後の防災まちづくりへの活用が期待されています。	
都市計画制度小委員会	2009年6月設置
中間とりまとめ 「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」	2012年9月3日公表
人口減少・超高齢化の進展、財政的制約・経済の低迷、地球環境問題とエネルギー制約への対応が必要であり、このため、都市計画の制度面、運用面において、「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」の双方が共に実現された都市像を目指すとともに、この実現のため、都市計画の前提となる「民間活動の重視」が重要である。 →これを受け現在、「集約型都市構造化」については立地適正化計画制度の創設、「都市と緑・農の共生」については都市緑地法の改正が行われ、「民間活動の重視」については、公共施設や公的不動産への民間資金やノウハウの導入に係る支援事業が整備されています。	
新たな時代の都市マネジメント小委員会	2014年6月25日設置
中間とりまとめ 「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか」	2015年7月27日公表
都市計画は、マスタープランや施設・市街地整備事業の計画等の決定によって整備が進められてきたが、一方、民間施設については、施設量や配置を制御するには及んでいなかったことから、「一連の時間軸やトータルでの都市空間の形成を意識したマネジメントの推進」が必要として、都市機能・居住機能の適正配置による都市の将来像を明示したうえで、民間を含めた都市の施設・インフラをトータルで最適に整備、管理運営し、都市空間の最適利用を図ること、また計画・整備から管理運営に至る一連の時間軸を意識し、エリアマネジメント団体等の「地域を運営する主体との協働」が重要である。	

都市計画基本問題小委員会	2017年2月15日設置
中間とりまとめ 「都市のスポンジ化への対応」	2017年8月10日公表
コンパクトシティ政策を推進していく中、都市内に空き地、空き家等の低未利用地が相当程度に発生し、重大な支障となっており、この「都市のスポンジ化」への対応が必要として、土地情報のマッチングや所有と利用の分離を通じた空き地の利活用、家庭菜園等の暫定利用の評価、地域住民や権利者が共同で計画・整備・運営を一体で行う取組を支援していくことが重要である。 →これを受け現在、「柔軟な区画整理手法」や「低未利用土地権利設定等促進計画」制度、「立地誘導促進施設協定」制度など、支援策が整備されつつあります。	
中間とりまとめ 「安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して」	2019年7月30日公表
コンパクトシティの多岐にわたる意義等をわかりやすく再整理し、住民・行政等で共有すること、まちなか等の魅力の向上、市街地の拡散の抑制を車の両輪として各々の取組を強化すること、分野や市町村域を超えた連携を進め、コンパクトシティを効果的に推進し、新たに防災対策との連携も強化することが重要である。	

2. 上位計画等におけるまちづくりの方向性

(1) 第5次富良野市総合計画 後期基本計画 (2016年度～2020年度)

第5次富良野市総合計画では、まちづくりの基本理念及び富良野市の将来像を以下のとおり掲げています。

表一〇 第5次富良野市総合計画

第6次総合計画の策定作業を待って、
要差し替え。

まちづくりの基本理念

基本理念1 市民の暮らしを地域と行政がともに支えるまちづくり

基本理念2 富良野の魅力や強みを活かし創造するまちづくり



基本理念に沿って、富良野市の将来像（めざす姿）
とまちづくりのテーマを下記のとおり掲げます

富良野市の将来像（めざす姿）

安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』

= まちづくりのテーマ =

住み続けたいまち、そして、子どもたちに誇れるまちをめざして

(2) 国土利用富良野市計画（〇〇年〇月）

国土利用計画（北海道計画）を基本として、富良野市の区域における事項を以下のとおり定めています。

表一〇 国土利用富良野市計画（抜粋）

記載内容確認中

(3) 富良野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（2020年3月告示）

北海道が定める富良野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、2020年3月に見直され、以下のとおり都市づくりの理念を示しています。

表一〇 富良野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（抜粋）

本区域のまちづくりのあるべき姿及び方向性として「まちごと公園に向けて」をテーマとし、市街地全体を周辺の恵まれた自然環境と調和したひとつの公園としてイメージしている。 また、「まちごと公園」を実現するため目指すべき都市像として、次の5つを掲げている。 ・ 自然と調和したまちづくり ・ 人と人の共生したまちづくり ・ 活気あるまちづくり ・ 文化的なまちづくり ・ みんなで力を合わせるまちづくり 中心市街地に関しては、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなか回遊、まちなか居住、産業振興等による活性化及び機能回復を図る。 本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行しながらも、交流人口の増加が予想されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の既存ストックを適切に更新することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。さらに、都市の防災性の向上を図り、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちづくりに向けた都市づくりを進める。

3. まちづくりの主要課題

本市の現況、市民意向の把握及びまちづくりの方向性を総合的にとらえ、都市計画マスタープランにおける主要課題を以下に整理します。

(1) 土地利用の課題

富良野市は、周辺を森林等の自然や田園に囲まれた美しいまちです。このような環境、景観は本市の魅力・強みであり、これを将来に引き継いでいくために、都市地域と農業、森林地域を明確に区分し、調和の取れた土地利用を進める必要があります。

また、富良野市では、これまでも各種リゾート構想に基づき、計画的なリゾート開発を推進してきましたが、近年ではインバウンドに伴う開発需要が高まりを見せていることから、今後の動向を見据えたうえで、無秩序な開発を抑制するための土地利用規制等の対応が引き続き必要です。

(2) 市街地整備の課題

富良野市では人口減少が進み、市街地の低密度化により空き家、空き地が増加している状況にあります。今後は、定住促進のための取り組みを進めるとともに、既存施設や住宅などストックの利活用や集約化、市街地内における未利用地の利用促進等により、コンパクトなまちづくりを進める必要があります。

また、今後の少子高齢化の進展を見据え、市街地の集約とあわせた都市機能の適正配置により、歩いて暮らせるまちを実現するとともに、中心市街地においては、集客性の高い施設を効果的に結び付け、賑わいのある市街地を形成していくことが求められます。

(3) 交通体系整備の課題

富良野市の都市計画道路は整備率が68.7%となっており、今後は残る計画路線の整備を進めるとともに、将来的な必要性に応じた見直し、再配置を適切に行う必要があります。

また、少子高齢化の進展や観光客増加による回遊性の向上に対応した、歩行者空間ネットワークの形成や歩道のバリアフリー化、冬期の適切な除排雪の実施などが必要です。

更に、高齢者など交通弱者の増加を踏まえ、自家用車に頼らずとも安心して暮らすことのできる、機能的な公共交通の充実も求められます。

（４）自然環境の保全・公園緑地整備の課題

富良野市の市街地周辺に広がる森林や河川等の優れた自然環境や豊かな田園地域は、森林法や農地法の指定を基本として適切に保全するとともに、本市の地域資源として積極的に活用していくことが必要です。

また、市内の都市計画公園及び緑地は全て供用済みですが、都市公園は 70 箇所に及ぶことから、今後とも劣化状況に応じた適切な維持管理とともに、リニューアルが必要な場合は、地域の利用ニーズに配慮した使いやすいものとしていくことが必要です。

更に、みどり豊かなまちづくりを進めるため、市民参加によるみどりづくりを進めることも必要です。

（５）都市防災の課題

近年、我が国においては大規模な地震や豪雨による河川氾濫等の未曾有の災害が頻発しています。富良野市においても、「宅地造成等規制法区域」や「土砂災害特別警戒区域」等の指定区域を適切に運用するとともに、危険個所における市街化の抑制を検討するなど、将来的な減災への取組が必要となっています。

また、避難場所や避難ルートの確保、主要施設の耐震化や停電対策等、各種災害の発生を想定した対応が必要です。

（６）その他都市施設整備の課題

公共下水道については、管渠や施設の老朽化が進行しており、効率的な設備の更新と維持管理が必要となっています。

また、様々な世代のニーズに対応した高齢者施設、子育て支援施設等を適切に配置するとともに、誰もが使いやすい施設とするための公共施設のバリアフリー化を進める必要があります。

（７）都市景観形成の課題

富良野市の市街地景観の形成にあたっては、市街地周辺の美しい森林景観、田園景観との調和を図り、中心市街地や住宅街、リゾート地など、地域特性に応じた富良野らしい景観を形成するため、景観計画に基づいた規制、誘導を進める必要があります。

また、空き家や廃屋等への対策、公共空間の緑化等について、市民や民間企業との協働による景観づくりを進めることが必要です。

第Ⅲ編 基本方針

第1章 基本方針の概要

第2章 基本方針策定における 市民参加の経緯

第3章 基本方針の骨格

第4章 都市レベルの基本方針

第5章 地区レベルの基本方針

第1章 基本方針の概要

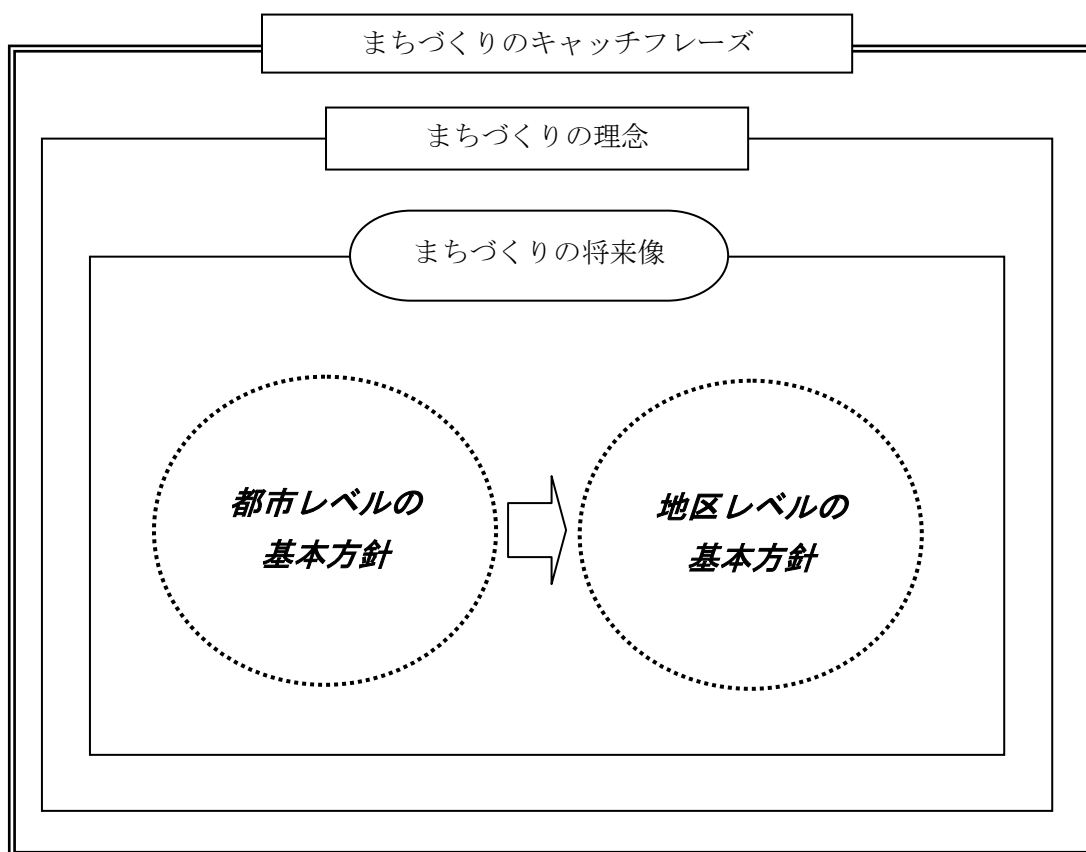
1. 基本方針の構成

第Ⅱ編の現況調査の結果と、第2次都市計画マスタープランを踏まえ、「富良野市都市計画審議会」において協議・検討し、本計画の基本方針を策定しました。

本計画の基本方針は、今後の本市のあるべき姿を示した「まちづくりのキャッチフレーズ」を基本に「まちづくりの理念」、「まちづくりの将来像」から、『都市レベルの基本方針』、『地区レベルの基本方針』によって構成されています。

本計画の基本方針の構成イメージは、次に示すとおりです。

図一〇 基本方針の構成イメージ



2. 将来人口について

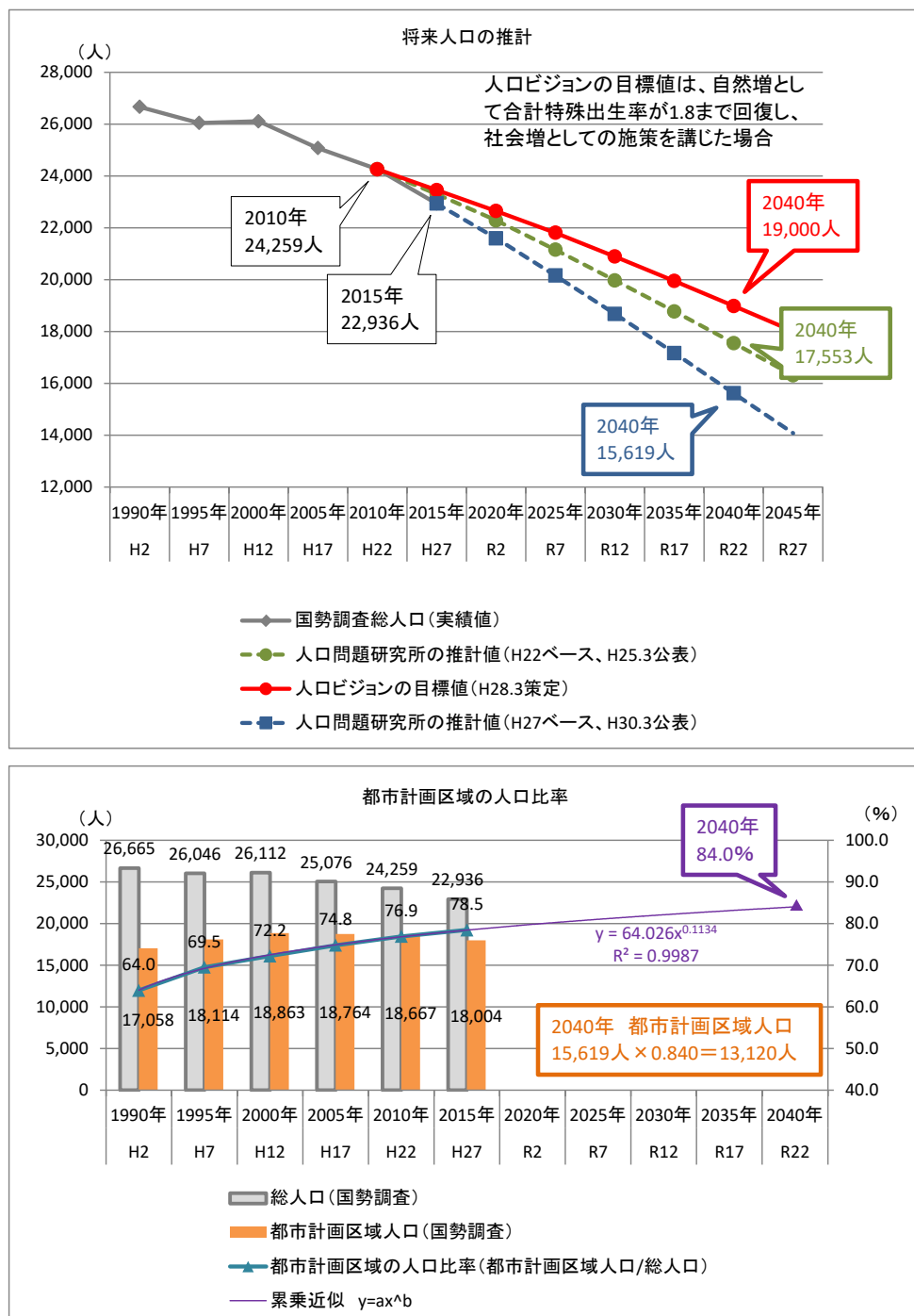
本市の将来人口は、平成 28 年策定の「富良野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」にて令和 22 年に 19,000 人としており、平成 28 年度から 5 年間の「第 5 次富良野市総合計画 後期基本計画」においても、同値を準用し策定しています。

一方、平成 27 年最新国勢調査に基づく国立社会保障人口問題研究所による平成 30 年公表値では 15,619 人と推計されています。

都市計画区域人口は、総人口に比べ減少の傾向が緩やかであり、総人口に占める都市計画区域人口の比率は令和 22 年には 84.0%まで増加すると推計され、総人口が 15,619 人であった場合の都市計画区域人口は 13,120 人となります。

R2 年度の人口ビジョン改定作業を待つて数値等を要修正。

図一〇 将来人口の推計



第2章 基本方針策定における市民参加の経緯

1. 改定作業の経緯

今回の改定にあたっては、策定作業の初期段階から、富良野市都市計画審議会へ付議し、富良野市のまちづくりにおける課題、都市計画マスタープランに盛り込むべき方策などについて審議を重ねてきました。

また、市民参加については、アンケート調査により市民意向を把握したほか、パブリックコメントを通じ改定案を市民に公開し、意見の募集を行いました。

年 月 日	内 容
2019 年（令和元年） 6 月 11 日	市民アンケート調査を実施
〇月〇日	
12 月 24 日	富良野市都市計画審議会 （アンケート結果、現行計画の評価、スケジュール）
2020 年（令和2年） 2 月〇日	富良野市都市計画審議会 （ ）
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	今後の進行に合わせて要修正。
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日 ～〇月〇日	市民意見の募集（パブリックコメント）
〇月〇日	富良野市都市計画審議会（答申） （ ）

第3章 基本方針の骨格

1. まちづくりのキャッチフレーズ

本市のまちづくりのあるべき姿、及び方向性をキャッチフレーズとして、次のとおり設定します。

「まちごと公園に向けて」

まちごと公園とは

普段の市民生活における、ゆとり、やすらぎ、豊かさ等の快適な住環境の創出をめざしたもので、市街地全体を周辺の恵まれた自然環境と調和したひとつの公園としてイメージするものです。

2. まちづくりの理念

『まちごと公園に向けて』のキャッチフレーズを基に、まちづくりの理念を次のとおり設定します。

まちづくりの理念

富良野市は豊かな大自然に囲まれた盆地にあり、恵まれた環境に育まれています。私達みんなで、この郷土を大切にし、活気あふれ人にやさしく安心して住み続けられるまちづくりをめざし、これを子供達へ引き継いでいきます。

3. まちづくりの将来像

上位関連計画や、「まちづくりのキャッチフレーズ」、「まちづくりの理念」から、本計画対象区域におけるめざすべき5つのまちづくりの将来像を次のとおり設定します。

これらのまちづくりの将来像は、「まちづくりの理念」を基に互いに関連し、且つ一体化して『まちごと公園』を実現するための「都市レベルの基本方針」の指針となるものです。

また、キャッチフレーズから将来像のイメージは、図－〇に示すとおりです。

(1) 自然と調和したまちづくり

富良野らしさの象徴である豊かな自然と調和した田園景観や市街地景観が形成され、やすらぎやゆとりがあり、誰もが心地よく暮らせ、このまま住み続けたいと思われるようなまちづくりをめざします。

(2) 人と人が共生するまちづくり

人と人が互いに助け合い、共に成長し、充実した市民生活が営めるようなまちづくりをめざします。また、市街地（市街地に住む住民、商業者）と農村（農業者）がお互いの長所と役割を高め、連携するまちづくりをめざします。

(3) 活気あるまちづくり

合理的かつ利便性を考えたコンパクトにまとめた土地利用や交通体系を構成し、商工業や農業及び観光などの産業振興を図ることによって活気あるまちづくりをめざします。また、住んでいる地域や地区の活気あるコミュニティ活動ができるまちづくりをめざします。

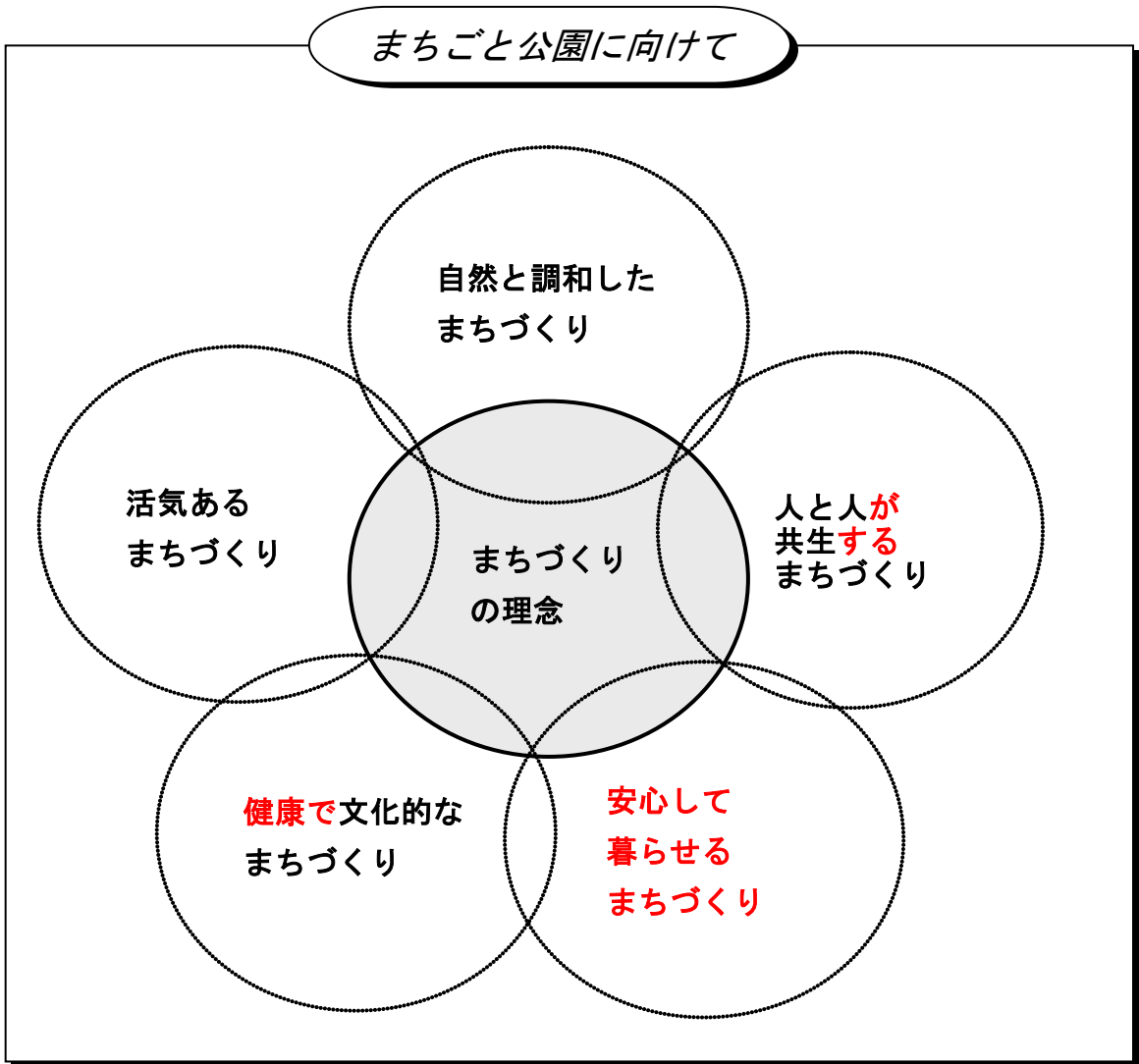
(4) 健康で文化的なまちづくり

若者からお年寄りまで学び、健全に成長できるようなまちづくり、誰もが健康で文化的な生活や活動ができるようなまちづくりをめざします。また、超高齢社会に対応した、自家用車がなくても暮らしやすいまちづくりをめざします。

(5) 安心して暮らせるまちづくり

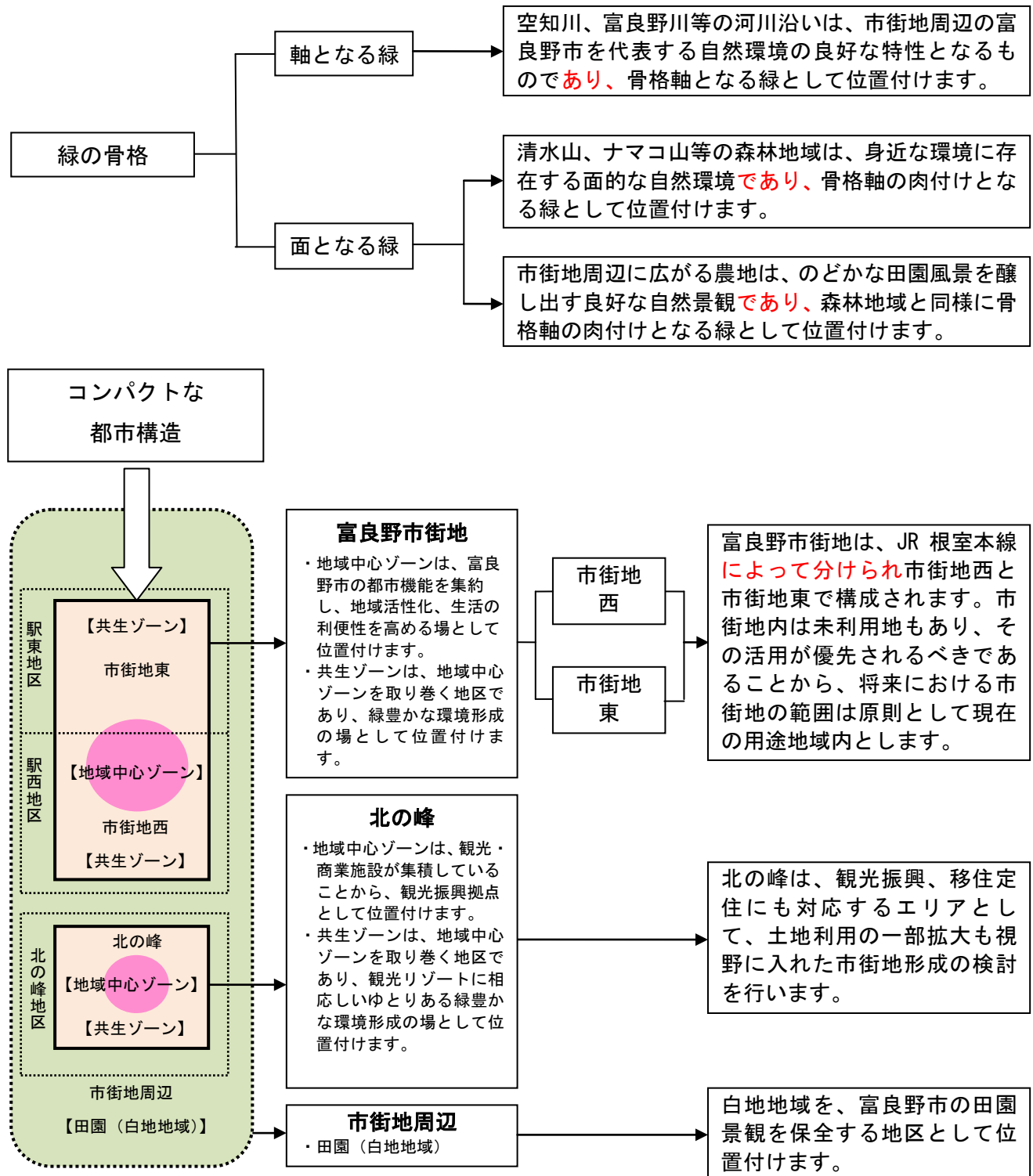
災害に対して被害を最小限にとどめることのできる強いまちづくり、災害時の移動経路や避難先の適切な配置など、市民が安心して暮らせるまちづくりをめざします。

図一〇 キャッチフレーズから将来像までのイメージ



4. 緑の骨格とコンパクトな都市構造の設定

キャッチフレーズの「まちごと公園にむけて」における都市の緑の骨格とコンパクトな都市構造を次のとおり設定し、恵まれた自然環境の中での快適な都市環境の創出と、持続可能な都市をめざす「基本方針」の基礎とします。

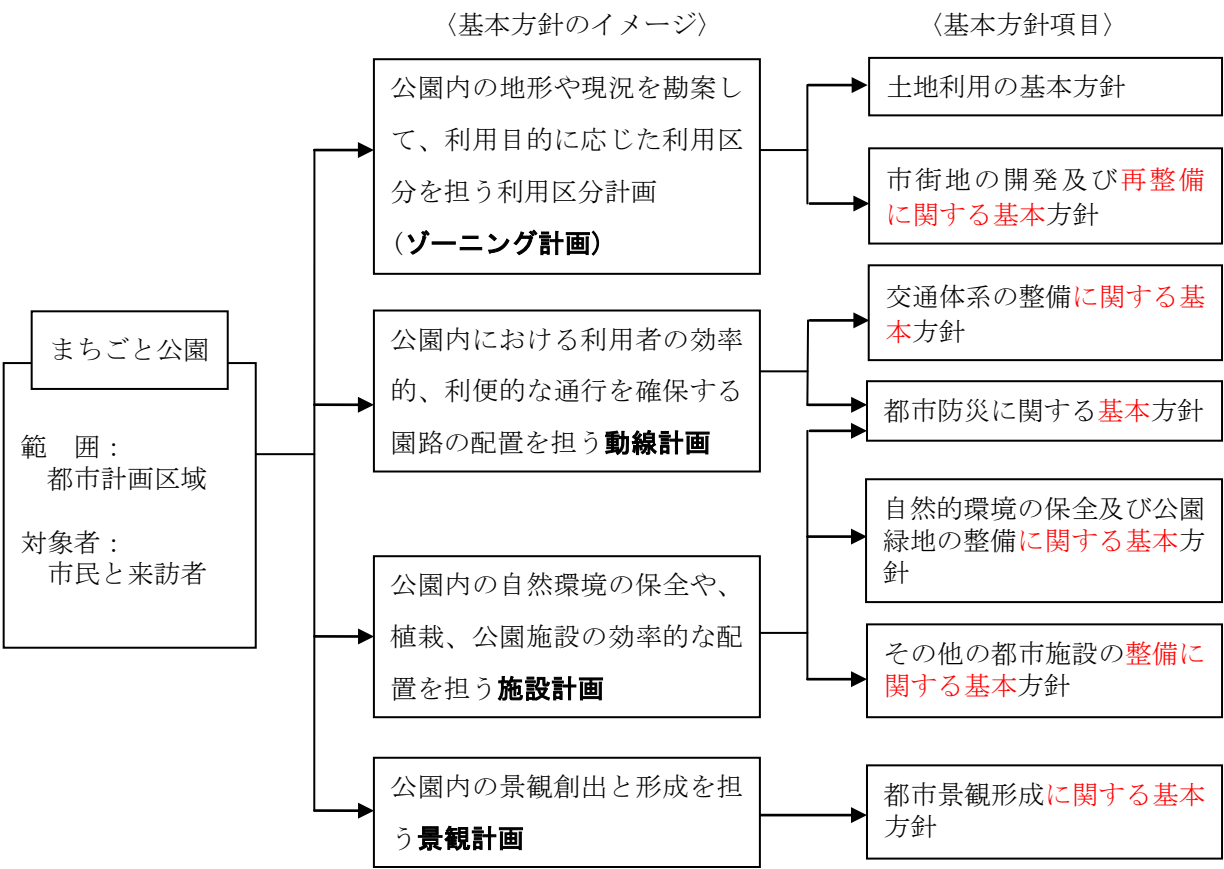


5. 基本方針策定のイメージ

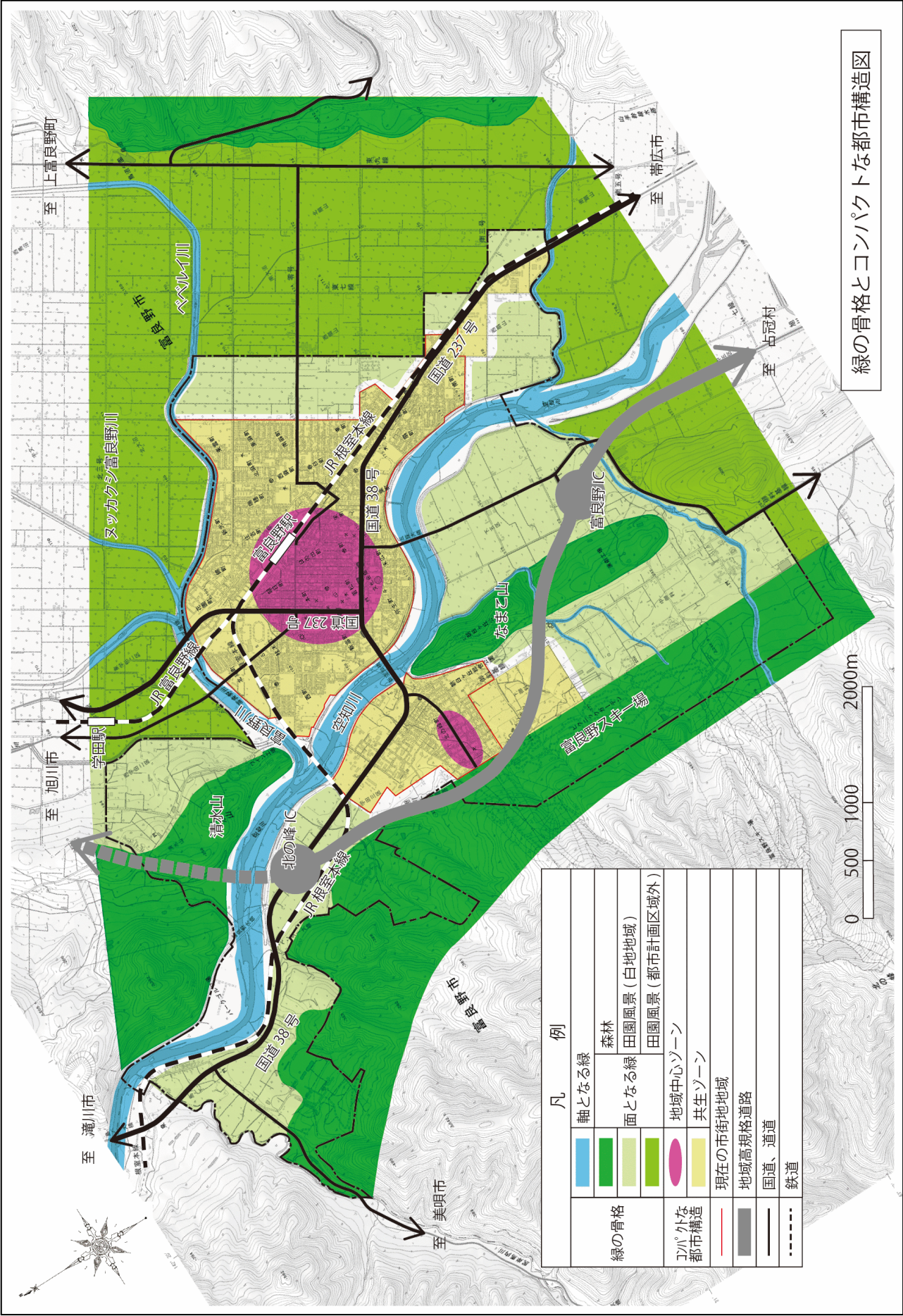
設定された「緑の骨格とコンパクトな都市構造」を基礎として、「まちづくりの将来像」を実現するための基本方針は、キャッチフレーズの内容に基づいて本計画対象区域内を「まちごと公園」という一つの大きな公園とし、その大きな公園を創り出すイメージで設定します。

基本方針の項目とイメージは図－〇に示すとおりであり、この基本方針の各項目における各種主要施策の体系は、表－〇、図－〇に示すとおりです。

図－〇 基本方針の策定イメージ



図一〇 緑の骨格とコンパクトな都市構造図



図一〇 基本方針の体系

